

令和6年3月11日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時開会)

◎明神委員長 本日から委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、18日月曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎明神委員長 初めに、総務部についてであります。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 それではまず、令和6年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。資料2ページ目の令和6年度一般会計当初予算(案)の全体像を御覧ください。

令和6年度の一般会計当初予算案の総額につきましては、下段の表(2)歳出の金額の欄の一番下にありますように4,655億円余りとなっております、前年度比で128億円余りの減となっております。

歳入と歳出の内訳につきまして、右から2列目の令和6年度と5年度との比較の列に沿って御説明いたします。まず下の表、歳出の内訳でございますが、(1)経常的経費は103億円余りの減となっておりますが、主な増減としましては、人件費は、定年引上げの影響に伴う退職手当の増や人事委員会勧告に伴う職員給与の増により、71億円余りの増。公債費は、過去に借り入れた県債の償還が来年度は減少することなどにより、17億円余りの減。その他は、人口減少対策総合交付金など新たな事業費が増となる一方で、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減などにより、152億円余りの減となっております。

次に、(2)投資的経費につきましては、前年度の国経済対策に対応した公共事業費の前倒しなどによりまして、25億円余りの減となっております。

次に、歳入でございます。上の表(1)歳入の右から2列目の比較の列を御覧ください。

(1)一般財源につきましては、県税や地方譲与税の増加などにより、5億円余りの増と

なっております。

また、(2) 特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の交付金の減などによりまして、134億円余りの減となっております。

この結果、財源不足額は、中ほどの表の一番左の列にありますとおり約138億円となっております。前年度比で約26億円減少しております。この財源不足への対応などにつきまして、次の3ページを御覧ください。

一番上、1中長期的な財政運営を見据えた財源不足額への対応でございます。人口減少対策を抜本強化する一方で、国の有利な財源の活用や事務事業のスクラップアンドビルドなどにより、財源不足を138億円まで圧縮し、将来負担の軽減を図っておるところでございます。また、行政改革推進債を30億円発行することで、財政調整的基金の取崩しを108億円に抑制しております。

こうした対応の結果、財政調整的基金の残高は前年度並みの173億円を確保しているところでございます。安定的な財政運営を維持できるものと考えております。

次に、3の臨時財政対策債を除く県債残高でございます。国の5か年加速化対策を活用したインフラ整備の加速などにより一時的に増加はするものの、令和7年度をピークに逡減する見込みでございます。

今後とも県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスに留意しながら、安定的な財政運営に努めてまいります。

以上が、令和6年度の一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、4ページの2月補正予算案の概要につきまして御説明を申し上げます。

資料左下、(2)歳出の表の補正額(B)の欄の一番下でございますように、総額195億円余りの減額補正となっております。これは、新型コロナウイルス感染症関連予算が減となったことなどによるものでございます。

右側の令和5年度2月補正予算(案)のポイントと書かれているところでございます。国の経済対策に伴う補正予算等の活用により、公立学校の情報機器の更新や介護職員等の処遇改善に係る支援などを速やかに実施するとともに、財政調整的基金の取崩しを36億円取りやめることによりまして、一定の基金残高を確保しているところでございます。

その下に主な事業の概要を記載しておりますが、先ほど申し上げた事業のほかに、今年度実施した省エネ家電等購入応援キャンペーンを、令和6年夏頃にかけて実施する予算などを計上しております。

以上が、2月補正予算の概要でございます。

続きまして、令和6年度の組織改正等による体制強化の概要について御説明を申し上げます。5ページを御覧ください。

基本的な考え方といたしまして、予算編成と同様の考え方にに基づき、県の体制を強化す

ることとしております。主なポイントについて申し上げますと、まず来年度は、1 総合的な政策の企画立案・調整機能の抜本強化として、総務部から企画調整機能を有する政策企画課などを移管し、新たに総合企画部を設置することとしております。また、全庁を挙げて人口減少対策を強力に推進するため、元気な未来創造戦略を産業振興推進部から同部に移管するとともに、中山間地域再興ビジョンを所管する中山間振興・交通部を統合することとしております。加えまして、全庁にわたる人口減少対策のかじ取り役として、人口減少・中山間担当理事を設置いたします。

次に、右側を御覧ください。2 人口減少対策の充実・強化に関しましては、対策の柱である元気な未来創造戦略と中山間地域再興ビジョンを強力に推進するため、それぞれを所管する政策企画課と中山間地域対策課の体制を強化することとしております。また、県内の労働人口の増加を目指し、外国人材のさらなる受入れや新規学卒者の就職支援など人材確保に向けた施策を一体的に取り組むため、商工政策課に担い手対策室を設置いたします。

次に6 ページでございます。3 いきいきと仕事ができる高知に関しましては、経済の活性化に向けて、連続テレビ小説あんばんを契機とした本県観光のさらなる振興を図るため、地域観光課の体制を強化することとしております。また、インバウンドの増加に向け、高知龍馬空港新ターミナル整備等の推進体制を強化するため、交通運輸政策課に航空戦略室を設置いたします。

その下の4 いきいきと生活ができる高知に関しましては、地域共生社会の実現に向け、介護予防と認知症に関する施策などを一体的に進めるため、長寿社会課に介護予防・地域支援室を設置することとしております。また、令和8年度に予定している国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の円滑な開催に向け、新たに国民文化祭課を設置いたします。

右側を御覧ください。スポーツを通じた地域振興やスポーツツーリズムの取組をさらに推進するため、スポーツ行政を文化生活スポーツ部から観光振興部へ移管することとしております。そのことに伴い、部の名称を文化生活部と観光振興スポーツ部に変更しております。また、移管後のスポーツ部門は、スポーツ課と新設するスポーツツーリズム課の2課体制としているものでございます。

その下の5 安全・安心な高知に関しましては、能登半島地震の被害状況などを踏まえ、南海トラフ地震に係る各種対策の見直しを進めるため、体制を強化することとしております。具体的には、発災時における災害対策本部の初動や運営体制の見直し、第6期南海トラフ地震対策行動計画の策定等を行うため、危機管理・防災課と南海トラフ地震対策課の体制を強化しております。また、四国8の字ネットワークの早期完成に向けまして、県西部の用地取得の体制を強化するため、用地対策課の高規格道路用地室の体制を強化することとしております。

次の7 ページは令和6年度の組織改正を図にしたもの、8 ページは令和6年度4月から

の知事部局の組織機構一覧でございます。

組織改正の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、総務部に関係する予算につきまして、総括して御説明いたします。

まず、令和6年度当初予算でございます。9ページを御覧ください。一般会計につきましては、上の表を御覧ください。総務部の令和6年度当初予算の総額は、1,329億1,867万3,000円をお願いしております。特別会計につきましては、下の表を御覧ください。収入証紙等管理特別会計として9億2,784万2,000円、県債管理特別会計として1,032億258万3,000円をお願いしております。それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

次に、令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。10ページとなります。一般会計につきましては、総務部の補正予算の総額は4億502万5,000円の減額をお願いしております。また、特別会計につきましては、収入証紙等管理特別会計で5,318万8,000円の増額、県債管理特別会計で3億6,136万1,000円の減額をお願いしております。こちらにつきましてもそれぞれ詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。11ページを御覧ください。総務部からは、第46号から第50号までの5件の条例議案と、12ページの第76号から第78号、13ページの第84号の4件のその他議案を提出させていただいております。なお、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、報告事項でございます。今回報告いたしますのは、行政管理課から県政運営指針の改定案、デジタル政策課から第2期高知県デジタル化推進計画案の2件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に、主な審議会等の開催状況につきまして御説明させていただきます。14ページを御覧ください。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、令和6年1月23日及び3月7日に開催しまして、諮問案件3件について審議し、2件は答申を決定しており、1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、令和5年12月21日、令和6年1月25日及び2月16日に開催しまして、諮問案件4件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、令和6年2月6日に開催しまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄など、諮問案件3件について審議し、答申を決定しております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、令和5年12月25日、令和6年2月5日及び2月6日に開催しております。諮問案件2件について審議し、2

件とも審議を継続することとなっております。

次に、高知県個人情報保護審議会でございます。今期につきましては、令和5年12月22日に開催しまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県県政運営指針検証委員会でございます。2月26日に第1回を開催しまして、事務局から現状の取組状況や指針の改定に当たっての方向性などを説明し、御意見をいただいたところでございます。

最後に、高知県固定資産評価審議会でございます。今期につきましては、2月28日に開催しまして、各市町村の土地の平均価格について審議し、了承をいただいております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

〈秘書課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、秘書課の説明を求めます。

◎大原秘書課長 令和6年度の当初予算について御説明させていただきます。

令和6年度の秘書課の歳入予算額は、総額20万7,000円を計上しており、対前年度比7,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、会計年度任用職員の労働保険料の算定率に変更されたことにより増額したためです。

続きまして、歳出について御説明いたします。令和6年度の秘書課の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額1億3,851万5,000円を計上しており、対前年度比105.7%でございます。

右端の説明欄を御覧ください。内訳でございますが、まず、特別職給与費が4,145万8,000円となっております。これは知事、副知事の給与費でございます。

次に、人件費の7,286万8,000円は、秘書課職員9名分の給与費でございます。

次に、秘書費の2,418万9,000円は、まず警備委託料としまして109万6,000円を計上しており、知事公邸等の機械警備に要する経費でございます。知事公邸等害虫駆除委託料は、98万5,000円を計上しており、知事公邸等の害虫防除の薬剤散布を行うための経費でございます。最後に、事務費といたしまして、2,210万8,000円を計上しております。内容は、秘書課2名の会計年度任用職員の人件費や、秘書業務を遂行する上で必要な事務経費や旅費などで、対前年度比399万1,000円の増となっております。主な理由としましては、知事の旅費を増額したためでございます。また、この予算以外に、知事、副知事の交際費としまして財政課所管の財政費の中に150万円を計上しております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 知事公邸の害虫駆除の約100万円について、どんな害虫がどれほど出ているんでしょうか。

◎大原秘書課長 平成25年度から、シロアリの防除ということで、5年に一度駆除を委託しているものでございます。

◎はた委員 毎年ではない支出ということによろしいでしょうか。

◎大原秘書課長 おっしゃるとおりでございます。

◎大石委員 関連で、いろいろ秘書課の方も大変な思いをされてシロアリの問題をずっと取り組まれています。前からの議論ですけど、もう相当古くなっていますし、建て替えが必要なかどうかというのはあれなんですけれども、ちょっと抜本的に家全体の診断といいますか、中長期的に改修をどうするかとかという計画を立てるという意味でも、調査というのは。今はある種対症療法をずっと繰り返しながら、しかも少ない予算の中で秘書課の皆さんが相当苦勞されていて、1回そういうのをどこかでやったほうがいいのではないかと思いますけど、そういう議論はどういうふうになっているんでしょうか。

◎大原秘書課長 大石委員のおっしゃるお話を前回は聞きましたけれども、それにつきましては継続するか廃止するかも踏まえた在り方を検討していき、継続の際には、その調査もかけてどれぐらいの改修をとというのも考えながら進めていきたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈政策企画課〉

◎明神委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎甫喜本政策企画課長 初めに、令和6年度当初予算につきまして、政策企画課の資料1ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明させていただきます。寄附金として1,660万1,000円を計上しております。こちらは、いわゆるふるさと納税による寄附のうち、令和6年度に当課の事業に充当する予定の寄附金でございます。

また、諸収入として219万4,000円を計上しております。こちらは、東京事務所の賃貸者契約の更新に係る敷金の返還分及び東京事務所職員の借上げ宿舎に係る本人負担の共益費等でございます。

次に、歳出につきまして、2ページを御覧ください。一番上の行、当課の令和6年度当初予算は総額4億808万8,000円であり、前年度より980万円の増となっております。

主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

まず、1人件費は、当課職員の給与費として13名分、9,753万円余りを計上しております。

次に、2政策企画総務費は、政策提言活動など県行政の全般調整に係る経費や、会計年度任用職員に係る経費として、602万円余りを計上しております。

企業版ふるさと納税マッチング業務委託料につきましては、企業版ふるさと納税制度を通じて本県に寄附を頂ける企業の掘り起こしとして、仲介に係る業務を委託するものでございます。

次に、3連携推進費は、全国知事会、四国知事会に関する活動経費、また、四国4県の連携を推進するための経費などとして1,457万円余りを計上しております。

四国知事会分担金と全国知事会分担金は、それぞれの活動運営に要する経費に対する分担金でございます。

四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し、一体として取り組むことにより、効果的、効率的な対応が期待できる事業について、4県が均等に費用を負担するものでございます。

日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県をはじめとする24道府県知事で構成される知事同盟の負担金でございます。

薩長土肥連携事業負担金は、本県と山口、佐賀、鹿児島県の4県で構成される薩長土肥同盟推進協議会の負担金でございます。来年度は、山口県におきまして幕末明治の偉人やその志を学ぶ青少年交流事業を実施する予定としております。

続いて、3ページの4こうちふるさと寄附金事業費は、いわゆるふるさと納税の広報経費や、寄附を頂いた方へお送りする記念品の調達に係る経費など、6,408万円余りを計上しております。

このうち記念品配送等委託料は、記念品の調達や発送業務などを県内の事業者へ委託するものでございます。この委託料につきましては、令和6年度の契約分より3か年の複数年契約とするため、後ほど御説明します債務負担行為も計上しております。

パンフレット作成等委託料は、ふるさと納税の記念品などについて、パンフレットの作成やポータルサイトへの掲載等を委託するものでございます。

また、地域活性化支援事業費補助金は、ふるさと納税によるクラウドファンディングの仕組みを活用して、NPOなどの民間団体が行う地域活性化の取組を支援するものでございます。

続いて、5東京事務所管理運営費は、東京事務所職員17名分の人件費のほか、事務所の賃借料、職員宿舎の借上げ料など、2億1,331万円余りを計上しております。

次に、6東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する経費や、企業誘致、観光客誘致、移住促進などの産業振興に係る活動経費として1,255万円余りを計上しております。

このうちパンフレット配布等委託料は、首都圏で開催される観光イベントや物産展などにおいて、来場者に配布するパンフレットの袋詰め作業等を委託するものでございます。

全国所長会等負担金は、全国東京事務所長会の負担金などでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。こうちふるさと寄附金の記念品配送等委託料に

つきまして、3か年契約を締結いたしますことから、先ほど御説明しました現年予算に加え、令和7年4月から令和9年6月までの約2年分の委託料4,294万1,000円について債務負担行為をお願いするものでございます。

当初予算の説明は、以上でございます。

続きまして、令和5年度2月補正予算について御説明させていただきます。資料6ページを御覧ください。まず歳入について御説明させていただきます。

こうちふるさと寄附金基金利子収入として4万3,000円、こうちふるさと寄附金の見込額として2億1,673万4,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして7ページを御覧ください。

1 東京事務所管理運営費は、東京事務所職員宿舍の賃料について、人事異動の関係で当初予定していた支払い額を下回ることになったことなどから、事務費を減額するものでございます。

2 こうちふるさと寄附金基金積立金は、先ほど歳入で御説明しましたふるさと寄附金とその利子収入を基金に積み立てるものでございます。

以上で、政策企画課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 まず、政策企画課全体の予算が対前年度比で1,000万円ぐらい増えていると思えますけど、その要因は何でしょうか。

◎甫喜本政策企画課長 一番大きな要因は人件費でございます。人件費が12名から13名と増えておりまして、この増えた分につきましては、令和5年度の組織改正により1名増えた分が令和6年度分に反映されているということになっております。

◎はた委員 東京事務所の電気設備整備工事請負費の約74万円は、大きなリフォームがあるということでしょうか。

◎甫喜本政策企画課長 これは、東京事務所におきまして72時間電力供給をするための工事を行う経費です。これにつきましては、入居しておりますダイビルというところで発電機の整備をされたということがございますので、それに合わせて今回整備をしようとするものでございます。

◎はた委員 防災面で強化をする必要があったという経費でしょうか。

◎甫喜本政策企画課長 おっしゃるとおりで、72時間分は電力供給が可能になるということで、いざという場合の首都圏における情報収集であったり、もちろん職員の安否確認等々といったことを東京事務所で行えるようにするものでございます。

◎はた委員 債務負担行為4,200万円の記念品が、具体的にどういうものでどういうふうに活用していくのかということについてお願いします。

◎甫喜本政策企画課長 債務負担行為につきましては、現在ふるさと納税の記念品の配送

委託を3年契約で結んでおります。これにつきましては、記念品を事業者から提案していただくようになっておりまして、主には県内全市町村からバランスよく集めていただいたり、また地域アクションプランなどで生まれた商品や伝統工芸品であったり、うまいもの大賞といったものをバランスよく取り入れていただきまして、ふるさと納税の返礼品としております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈広報広聴課〉

◎明神委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎山中広報広聴課長 初めに、令和6年度当初予算につきまして、1ページの議案説明書を御覧ください。

まず、当課の歳入予算について御説明させていただきます。10財産収入の節の欄、(24)証券利子収入640万円につきましては、県が保有しております民間放送局3局の株式の配当金でございます。

14諸収入421万2,000円は、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。2ページを御覧ください。当課の歳出予算は2億7,671万7,000円で、前年度と比較して4,134万7,000円の減額となっております。主な内容につきましては、右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

まず、1人件費につきましては、当課の職員11名分の給与費でございます。

次に、2広報広聴費のうち、広報紙編集等委託料は、さんSUN高知のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間業者に委託するものです。広報紙配布委託料は、各御家庭へのさんSUN高知の配布を31市町村に委託する経費でございます。具体的には、各市町村の広報紙と併せて配布いただいておりますが、残る町村については、広報紙の隔月発行といった事情もあり、新聞折り込みで配布しております。これに要する経費については、別途事務費に計上しております。

新聞広告制作委託料は、県の重要政策やお知らせなどの新聞広告のデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費でございます。

番組制作放送等委託料は、日曜朝のおはようこうちをはじめ、民放テレビ3局とラジオ2局の広報番組のほか、県の重要な政策を中心とした特別テレビ番組の制作、放送などに要する経費でございます。令和6年度は、人口減少対策のマスタープランとなります高知県元気な未来創造戦略などをテーマに特別番組を制作放送する予定としております。

県ホームページ運用保守等委託料は、リニューアルした県ホームページのサーバーやシステムの運用保守、職員からの問合せに対するヘルプデスク業務を委託するための経費で

ございます。

広報分析事業等委託料は、県公式SNSアカウントをより効果的に運用するため、アクセス状況の分析と分析結果を踏まえた専門的な改善策などを県が受けるために外部委託を行います。それに要する経費でございます。

県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために毎年行う調査に係る経費でございます。

受付案内業務等委託料は、本庁の正面玄関と県民室の案内業務や、代表電話の交換業務などを委託する経費でございます。なお、現在の受託事業者との契約期間は、令和6年度末までになっております。そのため、来年度中に令和7年度からの委託業者の選定を行い、現在の業者が変更になる場合は業務の引継ぎが必要となりますので、委託料にはその引継ぎに係る経費を含んでおります。

一番下の事務費でございます。主な内訳としましては、広報紙さんSUN高知の印刷費2,970万円余り、先ほど御説明いたしましたさんSUN高知の新聞折り込みの手数料と県外向けの発送料288万円余り、新聞広告掲載料1,371万円余りを計上しております。また新たに、県庁全体の広報体制のレベルアップ等を目的とした広報力向上研修に80万7,000円を計上しております。

その他、知事の広聴事業であります濱田が参りましたや、知事への手紙などの広聴活動に要する事務経費が主なものでございます。

次に、3ページを御覧ください。先ほど御説明いたしました令和7年度以降の受付案内業務等を委託するための経費について、債務負担をお願いするものでございます。なお、競争性を確保するため、プロポーザルへの参加についてホームページなどの広報媒体を活用して広く募集するとともに、過去に説明会に参加していただいた業者や県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている業者などにも個別に周知することで、新規事業者の参入を促してまいります。

続きまして、令和5年度補正予算について説明いたします。4ページを御覧ください。

1 広報広聴費につきまして、700万円の減額をお願いしていますが、これは広報紙さんSUN高知の印刷に係る入札残を減額させていただくものでございます。

補正予算については、以上でございます。

以上で、広報広聴課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 地元の放送局を使って県が作成された番組を非常に興味を持って見ているんですけども、これは視聴率はしっかり取れているんでしょうか。

◎山中広報広聴課長 視聴率は取っております。例えば、テレビ番組でございますと、日曜朝のおはようこうちが4.8%、夕方の県民ニュースが6.4%、さんさんテレビでやっ

る知っとく高知県が8.5%となっております。

◎寺内委員 これからも地元の方には報道、マスメディアを使って応援してもらいたいと思うんですけど、もう1つが若い方なんかはやっぱりユーチューブという新たな媒体もありますので、今後はユーチューブなどの活用というのはどんなものでしょうか。今回の予算でもそういった部分というのはありますか。

◎山中広報広聴課長 ユーチューブにつきまして、例えば知事の記者会見のライブ中継なども従前からやっており、そういったことにも使っておりますし、県のキャラクターでございますくろしおくんとかもユーチューブを使って県の観光地といったところをPRしておりますので、そういった形で県民の方にお知らせしていきたいと思っております。

◎はた委員 広報分析事業等委託料が約240万円ということで、これは毎年の予算なのかということと、今年度分析結果を受けてどういった手だてをポイント的に行われるのか。あと、寺内委員も言われましたけれども、ユーチューブに対する委託先のプロの方からのアドバイスはないのかどうかについてお願いします。

◎山中広報広聴課長 県の公式のエックス、いわゆる旧ツイッターの分析を今お願いしているところですので、ユーチューブはお願いしていないです。いただいた意見では、何時頃に見られる人が多いのかとか。あと、投稿マニュアルを作成していただいて、そういったものを全庁に投げて、当課以外でもエックスなどをやっておりますので、そういったときに何時に投げれば効果があるとか、どういった見せ方をすれば県民の方に響くかといったことのアドバイスをいただいて今実践をしているところでございます。

◎はた委員 委託費をかけて調査分析をお願いしているので、具体的に成果物としてこういうふうにしたほうがいいよという提起というのは、どういう形で次の年度の予算に反映されているのか。ただ数字の集計というのは委託しなくてもできる、その数字から見えることを庁内で分析することもできる。けれども、あえて外部業者に委託しているところの意味合いですよね。メリットというか、その点はどういうものがあるんでしょうか。

◎山中広報広聴課長 この分析委託業務につきましては、令和4年度までは、県でそういった戦略的な広報というのができていなかったという実態がありまして、例えばどういったSNSがバズるかといったことがなかなかできていなかったということを決算特別委員会で御指摘を受けたこともあり、令和5年度から始めた事業でございます。ですので、成果を出していくために、分析結果を基にした質の高い改善策とか、新たな取組手法、SNSのトレンドといったものを提案してもらうために、当課が主導して、全庁を巻き込んでガイドラインとか投稿ルールというものをまとめてきたところなんです。

その結果といえば、ツイッターがエックスになったことで結構エックス離れが出た中で、他県では公式のエックスのフォロワーが減るような県も出ている中、本県は何とか増えております。伸び率でいえば全国で13位ぐらいと増えておりますので、そういったところか

ら結果が出ているのではないかと考えております。引き続き来年度もこういった専門的な見地からアドバイスをもらって、SNS広報の取組を進めていきたいと考えております。

◎徳重総務部長 先ほどの寺内委員の御質問にも関連するんですけども、広報では従来から、特に若者はSNSを見るからということでSNSでも情報発信はしていたんですけども、やはりそれを戦略的にできていないんじゃないかという御意見を、令和3年度の決算を審議する昨年度の決算特別委員会で御指摘をいただきました。もう少しSNSを効果的にやるという分析をすることと、その分析をしっかりと庁内で生かしていけという御指摘をいただいています。まず1つ目として、この分析業務を委託費用をかけてでもしっかりやっていくべしというような委員会での御指摘をいただいて、この事業は行っています。今課長からも御説明を申し上げたように、その分析結果を庁内にもフィードバックしていかないとけないだろうということで、フィードバックする戦略広報の会議も設けて、これは今年度からしっかりと回し始めているということでございます。効果については先ほど少し課長からも御報告させていただきましたけれども、そういった形でしっかりと分析して、それを特に若者を中心としたSNSの利用者に対して向けていくということ、今やらせていただいているところでございます。

◎大石委員 関連で。大事な取組だと思うんですけども、プロポーザルをかけて、恐らくその1社しか入札がなかったと思うんです。そもそもこういうことを県がやりますというのがいろんな事業者にも周知されていなかったのか、それともこういう業務に適するところがあまりなかったのか、そのあたりはどうなのでしょう。

◎山中広報広聴課長 一応、具体的な範囲を県内業者には限定せずに、共同企業体による参入や審査会へのオンライン参加も可能とする内容で募集するなど、いわゆる参入障壁をなるべく排除した形では実施しております。しかしながら、今回の事業は県職員による運用を前提として、本県の公式SNSの体制強化を目的としていたことで、運用代行を含まない分析と助言提案を主とした業務内容であったために、SNSアカウント運用などを得意とするようなところからは手が挙がらなかったというような状況でございます。

◎大石委員 分かりました。それと期間ですね。これも1年ごとにまた入札するんだと思うんですけども、分析して、それから戦略を立てていくという意味では、この1年というのがどういう評価だったのか。初年度まず1年やってみてということだと思いますけど、1年契約でやってみての評価はどうでしょうか。

◎山中広報広聴課長 先ほど言いましたフォロワー数については、減るところが多い中、何とか増えているような状況でもありますし、何よりもまず、頂いた分析結果を全庁に投げることによって、職員の広報に対する意識は変わってきているものと思われま。引き続き、そういったことで皆の広報マインドを育てていきたいというふうに、そういった成果が出ていると考えております。

◎大石委員 質問の趣旨は、その1年という契約がどうだったのかということです。また1年ごとに変わっていくというのがちょうどのスパンなのか、それとも1年やってみて、これはやっぱり2年とか3年ぐらいにして長期的に考えたほうが良いような事業なのかというのがちょっと分からなかったのです。やってみて、1年というスパンで1つの事業所と一緒に伴走するのはどうだったのかという質問です。

◎山中広報広聴課長 1年やってみて、先ほど言いました分析結果を基にした質の高い改善策などやSNSのトレンドなども頂いたことがありますので、引き続き来年度もやっていきたいということです。1年ではちょっと足りないと思いましたので、もう1年やって、先ほど言いました県職員の広報マインドをもっと磨き上げていきたいと思っております。

◎徳重総務部長 大石委員の御質問ですけれども、戦略的なことを考えるのであろうからもう少し長期的に考えてもいいだろうというお話かと思えます。まずは、これは足の速い分野でもありますので、いろんなトレンドであったり分析能力というのが、結構いろんなものがどんどん出てくるころだと思います。今のところは足元では1年間でも効果が出たというところもありますので、まずは1年間でやっていって、やはり長期的なことが必要になったら、それをまた今後考えさせていただきたいと思っています。

◎大石委員 さっき課長のお話の中で、県内事業者に限定せずに広く募集したというお話がありました。それはそれでこういう業務はいいと思うんですけど、ちょっと関連で。ほかにも広報広聴課で例えばホームページとかいろんな事業を持っていると思うんですけども、去年のホームページとかは県外の企業が落札していると思うんです。土木部とかではできるだけ県内でできるものは県内でというふうになんとか優先したりとか、点数加えたり加点したりとかがあると思いますけど、広報広聴課ではそういう地元業者を育てるとか地元を優先で発注するという考えはあまりないのでしょうか。

◎山中広報広聴課長 ホームページのリニューアルとかにつきましても、かなり専門的なこともありますので、県内だけということになるとなかなか手が挙がらないのかなというところもありますが、やはり県内事業者のそういった知識も高めていければとは思いますが、当課で優先的にということでは考えていなかったところがございます。

◎大石委員 高知県もデジタル化を進めていくという意味では、しかも特に県際収支で情報というのは結構流出している分野でもありますので、ホームページのリニューアルとか作成というのが県内事業者にはできないとは到底思えないとは思いますが、そういう意味ではぜひ全庁的にいかに地元の事業者を育てていくかという観点で、また切り分けて考えていただけたらと思います。要請をしておきます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈法務文書課〉

◎明神委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎梶原法務文書課長 法務文書課の令和6年度当初予算について御説明させていただきます。法務文書課の1ページをお願いいたします。

まず、歳入について主なものを説明いたします。上から4行目、2手数料のうち、(2)行政機関等匿名加工情報利用手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県と締結する際、提案者にあらかじめ納付してもらう手数料でございます。個人情報の保護に関する法律の規定により、都道府県は行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を定期的に募集することとされています。県に提案があった場合は、提案をした事業者について、漏えい防止等の安全管理措置が適切であることといった審査基準の適合を審査いたします。その上で、行政機関等匿名加工情報を利用する手数料を納付いただき、県は個人情報を匿名化して事業者を提供し、事業者は利用目的の範囲内で事業の用に供することができることとなります。この行政機関等匿名加工情報利用手数料は、後ほど歳出の内訳で説明をさせていただきますが、県が個人情報を匿名化する業務をアウトソーシングする際に要する経費として、行政機関等匿名加工情報作成委託料に充当するものでございます。

10財産収入の(9)普通財産貸付料は、高知弁護士会への県有地の貸付収入です。

14諸収入の5総務部収入の80万4,000円は、行政不服審査の諮問に係る事務を市町村から受託する際に、事務に係る人件費相当額を委託料として受け入れるものや、公文書の開示請求があった際に納付していただく交付費用でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。当課の歳出予算について説明させていただきます。

令和6年度の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額2億7,171万7,000円を計上しており、前年度と比較しますと215万8,000円の増となっております。

次に、歳出の内訳について、主なものを右端の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1人件費は、当課の職員16名と公文書館の職員10名の給与費でございます。

次の2法制管理費は、主に条例や規則の審査、県の公報発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や行政不服審査に係る経費でございます。

まず、公益認定等審議会委員報酬は、法人の公益性の認定の審査等を行う審議会の委員の報酬でございます。

行政不服審査会委員報酬は、行政不服審査法に基づく審査請求に対し、審査庁の判断の妥当性を審査する審査会の委員報酬です。

例規情報総合システム等保守管理委託料は、パソコンで条例・規則等の閲覧、検索を行うとともに、国の法律等の改正内容も確認できる例規情報総合システムの運用に関する経費でございます。地方自治法関係に加えまして、令和5年度からは、地方財政法や地方公務員法の逐条解説、行政実例などを閲覧、検索することができる機能を追加し、在宅勤務

の際にも多くの重要な法令等のチェックが可能となっております。

宗教法人管理システム運用保守委託料は、県内に約2,800ある宗教法人の基本データや規則等を管理する宗教法人管理システムの運用に要する経費でございます。

1つ飛ばしまして、事務費でございますが、条例・規則などを登載している高知県公報を県のホームページに掲載するために要する経費のほか、旅費や需用費等を計上しております。

次に、3ページをお願いします。3訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や、法律相談員の弁護士に関する経費です。

訴訟事務委託料は、県が訴えられた際の訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金でございます。

1つ飛ばしまして、事務費は、県が訴えられた訴訟事件が終結したときに弁護士に支払う報償費と、法律相談員の弁護士4名の方への法律相談に対する報償費を計上しております。

次に、4文書情報費ですが、まず、公文書開示審査会委員報酬は、公文書の開示請求に係る実施機関の決定に対して審査請求があった場合、実施機関からの諮問を受け審査する審査会の委員報酬でございます。

個人情報保護審議会委員報酬は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くための審議会の委員報酬でございます。

公文書管理委員会委員報酬は、公文書管理条例に基づきまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管や廃棄等について諮問を受け、審査を行う機関の委員報酬でございます。

文書情報システム運用保守委託料は、職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務のほか、電子決裁にも対応する文書情報システムの運用保守等を委託するものでございます。

公文書管理業務委託料は、当課が所管する集中管理書庫における公文書の受入れや貸出し、整理、保存等の業務を委託するものでございます。

行政機関等匿名加工情報作成委託料は、歳入で御説明いたしましたとおり、事業者からの提案を受けて、県が保有する個人情報ファイルの情報を匿名化して事業者に提供するため、特定の個人を識別することができないよう、また個人情報を復元できないように加工する業務をアウトソーシングするものでございます。

1つ飛ばしまして、事務費は、職員の旅費や審査会の開催に要する経費などを計上しています。

次に、5公文書館管理運営費でございます。公文書館管理委託料は、清掃や空調、消防

等の設備機器の保守、警備業務など施設の維持管理に必要な業務を委託するものでございます。

4 ページをお願いいたします。公文書館事業委託料は、公文書館が受け入れる公文書の薫蒸や、戦前の歴史公文書等の複製物の作成、展示に係るパネルなどの作成を委託しようとするものでございます。

1 つ飛ばしまして、事務費ですが、会計年度任用職員の雇用に係る経費や光熱水費、歴史公文書の整理保存等に要する経費などを計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。5 ページをお願いいたします。先ほど広報広聴課からも説明がありましたが、受付案内業務等委託料のうち、公文書管理業務分として、2,451万円の債務負担行為を計上しております。

続きまして、令和5年度補正予算につきまして説明させていただきます。6 ページをお願いします。1 公文書館管理運営費につきましては、不要となった研修に係る旅費を減額するほか、電気料金の支出額が見込みを下回ったことから、需用費を減額するものでございます。

令和6年度当初予算と令和5年度補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託の廃止に関する議案につきまして説明させていただきます。7 ページをお願いいたします。

本制度につきましては、市町村等の行政不服審査会事務の共同処理を県で実施することによりまして、業務の効率化と専門性の蓄積、共有化を図る目的で、令和2年6月議会において議決をいただき、今回廃止議案を提出しております津野山広域事務組合につきましては、令和2年8月1日付で規約を締結し、行政不服審査会の事務について県が受託しておりました。同事務組合は、梶原町及び津野町において、四国カルスト草地改良、放牧、ごみ処理及び河川魚族の補殖に関する事務を共同処理しておりましたが、共同処理する事務の減少に伴いまして、本年3月31日をもって解散することとなりました。このことに伴い、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託を同日をもって廃止することについて、地方自治法の規定により県議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、法務文書課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 公文書館管理運営費の中の事務費なんですけれども、この中に需用費として閲覧室の複合複写機の長期契約で、単年度で502万1,000円計上していると思うんですけれども、その閲覧室の複合複写機は何台あるんですか。500万円という金額が、閲覧室の複写機の契約金額としては相当大きいなというイメージだったんで。

◎梶原法務文書課長 この複写機が、いわゆる歴史公文書、少し劣化が進んだりとかして慎重に扱わねばならない歴史公文書の複写ということで、台数としては1台という形にな

っております。

◎西内委員 リコーとかシャープとか通常の複合複写機なんじゃないかと思うんですけども、それが500万円も単年度で要するというのは、例えば非常に特殊なサイズを印刷する性能があるとか、あるいは資料そのものに対して負荷をかけずに印刷できる機能があるとか、そのあたりは詳しく分かりませんか。

◎梶原法務文書課長 済みません。今手元に資料がありませんので、また後ほど改めて御説明をさせていただければと思います。

◎西内委員 いずれにせよ、自分たちの常識で言ったら相当高いなと。例えば大型印刷できるにしても高いなという感じがするわけですけども、もし契約によって見直せる余地があるんでしたら、こういったものは努力できるんじゃないかと思ったので、そういった観点から言わせていただきました。

◎はた委員 匿名加工情報について、歳入にも入っていますし歳出にも書かれていますけれども、どういった企業が匿名加工情報を求めているのか。またその目的も、情報公開対象の範囲でお答えいただければと思います。

◎梶原法務文書課長 この匿名加工情報につきましては、令和5年度の法律の施行によりましてスタートした制度でございます。今年度が初年度ということになりますが、令和6年1月時点でこの提案募集を行った自治体の状況を確認いたしました。35自治体ある中で提案があったという県は実はまだございません。ですので、ちょっと実績としては今現在ないという状況でございます。当然、本県も含めて実績ございません。

◎はた委員 どういった企業、団体、また相手が公的機関ということもあり得ると思うんですけど、どういったことが想定はされるのでしょうか。

◎梶原法務文書課長 分かりやすい例として、例えば県営住宅の入居者情報を求めてくるといったような事例を1つ例として挙げさせていただきたいと思います。例えばスーパーとかコンビニを展開している事業者の方が店舗における品ぞろえを検討する中で、周辺にお住まいの方の性別とか家族構成、属性といったところを踏まえて品ぞろえを決定するといったような、いわゆるマーケティングとかに活用できる情報として、そうした匿名加工情報を求めてくるといったことが考えられるかだと思います。特に法人に限らず、私人の方でも対象にはなるんですけども、当然そこには一定資格審査というものがあまして、求めてくる提案の内容が反社会性があつたり、単に興味本位のものといったものは受付をしないようなことになっております。

◎はた委員 加工される情報であっても個人情報ということで、それがもうけの種に利用されると。どこまでを認めるのか、先ほど資格審査会が開かれているということですけども、その審査会自身もどういうルールをもって認めるか認めないかといったことも大事になってくるかと思うんです。利益追求のために、匿名であれ、個人情報を収集するとい

うことの限度ですよね。その点については、現状としては方針なり考え方なりはあるんでしょうか。

◎梶原法務文書課長　そもそもこの法律が制定された目的としまして、社会のデジタル化の進展を受けて、ビッグデータのものを我々の生活においても十分利活用していこうという狙いがございます。今委員からお話のあった個人情報であってもというようなところでございますが、まだ事例はないので今後国や他の自治体とも情報共有しながらにはなりますけども、やはり個人情報を取り扱う上で情報セキュリティーレベルの高い資格を持った業者をお願いをして、個人情報の漏えいがないようにしていきたいと思っております。実際に県内にもそうした業者は、今のところ我々が確認している中でも複数あるように思っていますので、そうした業者をお願いすることになるかとは思っています。

あと、内容の審査につきましては、やはり新しい産業の創出とか、いわゆるデジタル化の意義を最大限に生かしていけるような提案が望ましいと思えますし、これは先ほど申し上げたように、反社会性があつたり興味本位で提案してきているというようなものは、当然はじいていくべきものだと考えております。

◎はた委員　セキュリティーレベルの高いものということで、事業者があるのではないかとということでしたけれども、匿名であれビッグデータをどう使うかということでは、やっぱり公益性を求めるということも必要だと思います。その点は、何のためなのかということも県民が納得できるルール、考え方を持っていただきたいと申しておきます。

それともう1点なのですが。公文書館の委託予算がついてはいますがけれども、公文書管理は重要で、それに見合う予算であるべきだと思うんです。今デジタル化という流れの中で、いろんな資料のアーカイブ化をしていくとか、またいろんな意味で原本を残していくという場所の問題だとか、そういったことも課題はあると思うんですけど、それに見合う予算なのか、またデジタル化が十分進む体制なのかということをお願いします。

◎梶原法務文書課長　今御指摘いただいた内容につきまして、行政文書のデジタル化、アーカイブ化という話でございますが、今、戦前、戦後にかけての公文書につきまして、その劣化が進んでくる前に何とかしっかり保存をして、次の世代に引き継いでいきたいという思いで業務をしております。当然歴史公文書の移管の業務と併せて、そうしたいわゆるデジタル化というような業務を並行して進めていくわけですけども、今与えられている人員体制の中で最大限の効果が上げられるように、職員が日夜対応しております。

◎はた委員　人員の面にしても、機材の面にしても、一気に進むというのは難しいにしても、確実に進めるような予算体制であるんでしょうか。

◎梶原法務文書課長　我々が予算要求を執行部の中で固めてお出しさせていただいておりますので、まずは今の金額の予算の中で、しっかりやっていきたいと考えております。

◎中根委員　私も公文書館事業に関連して。事務所費のところでは会計年度任用職員の給与

が入っていますというお話でした。その上段の職員研修等負担金の7万8,000円は何人分なのかというのと、会計年度任用職員が何人いらっしゃるのか。やっぱり専門的な見地とかいろんなものが求められる分野ですので、そこで簡単に会計年度任用職員に頼っているのではないかというそんな危惧もあって、人数などを教えてください。

◎梶原法務文書課長 会計年度任用職員の人数から先に御説明させていただきます。公文書館では4人業務に携わっていただいております、当然その公文書館という業務に関して知識・経験を深めながら対応していただいております、職員と連携しながら日々業務をしておるところでございます。

あと職員研修等負担金の7万8,000円ですが、これは全国歴史資料保存利用機関連絡協議会という全国協議会の負担金でございます、いわゆる職員の研修に特化した負担金というものではございませんが、そうしたものをここで計上させていただいております。

◎中根委員 この会計年度任用職員の4人の方たちは、何年くらい引き継いで業務に携わってくださっているか分かりますか。

◎梶原法務文書課長 4人のうち、お1人の方は平成31年から業務に携わっていただいております、残り3名の方は約3年間この業務に携わっていただいております。

◎中根委員 要望にしておきたいと思うんですけども、本当に会計年度任用職員のままでもいいのかという思いがあります。これから先も公文書をずっと専門的に残していく処理をしていくということは大変大事なことです。そういう意味では、正規の職員の中でこういう分野もしっかり保てるような考え方を県も持っていくべきではないかという思いがありますので、そうした視点でも今後考えていただければと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 当課からは、予算議案が1件、条例議案が3件、その他議案が1件、合計5件を御説明させていただきます。

まず、令和6年度当初予算につきまして、お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず歳入につきましては、会計年度任用職員の労働保険料の自己負担分として29万9,000円を計上しております。

次に、2ページをお願いします。当課の令和6年度歳出予算の総額は、本年度の欄にございますとおり12億2,787万5,000円で、前年度より0.2%の増、293万6,000円の増額となっております。

主な内容につきまして、右端の説明欄に沿って御説明させていただきます。

まず、1一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当で、例年と同様、知事部

局の職員の給与年額の8.8%相当、10億305万7,000円を計上しております。

2 人件費は、当課の職員16人の給与費でございます。

3 行政管理費のうち、設計等委託料は、場所や紙にとられない働き方の推進のための取組としまして、庁内の執務室のスマートオフィス化に向けたレイアウトプラン等の作成を委託するものでございます。

事務費の主なものは、知事部局全体の職員に係る赴任旅費や、障害者ワークステーションにおけます会計年度任用職員のスタッフ14名、支援員4名の報酬、共済費等でございます。

4 外部監査費は、地方自治法の規定に基づきまして、都道府県に義務づけられております包括外部監査に関し、委託料の上限額を計上しているものでございます。これまでの決算額等を踏まえまして、今年度と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明させていただきます。

当初予算に関する説明につきましては、以上でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。第46号議案、高知県部設置条例の一部を改正する条例議案について、新旧対照表で御説明させていただきます。

先ほど総務部長から御説明させていただきましたとおり、来年度の組織改編におきまして総合企画部を設置しますことから、左側の新に（1）として総合企画部が入ります。所掌業務としましては、総務部から秘書課、政策企画課、広報広聴課、デジタル政策課を移管し、また、産業振興推進部から元気な未来創造戦略業務を移管するとともに、中山間振興・交通部を統合いたしますことから、記載の業務などを分掌いたします。

5ページをお願いします。また、今回スポーツ行政を文化生活スポーツ部から観光振興部へ移管することに伴い、部の名称を変更し、所掌業務も変更しております。

以上のような組織改編に伴い、必要となる改正を行おうとするものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。

7ページを御覧ください。続きまして、第47号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明させていただきます。

今回の改正は、職員を派遣することのできる団体に地方税共同機構を追加するため、必要な改正を行おうとするものでございます。同機構は地方税法に規定されました団体で、地方税ポータルシステム（eLTAX）の開発・運営のほか、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他啓発活動を行っておりまして、本県の税務事務と密接な関連を有するものでございます。同機構に職員を派遣することは本県の人材育成に資するとともに、本県の税務事務の合理化や納税義務者の利便性の向上に有用でありますことから、今回、条例で規定する職員を派遣することのできる団体に地方税共同機構を追加するものでございます。施行期日につきましては、職員の派遣を予定している令和6年4月1日としてお

ります。

続きまして、8ページを御覧ください。第48号議案、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案のうち、当課が所管します免責条例の改正について新旧対照表で御説明させていただきます。

今回の改正は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、施行例の規定に条ずれが生じますことから、本条例において引用している規定の整理をしようとするものでございます。なお、この改正による制度内容に関する変更はございません。施行期日につきましては、改正令の施行期日と同じく令和6年4月1日としたいと考えております。

続きまして、10ページを御覧ください。最後に、第84号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案について御説明させていただきます。この議案は、地方自治法で実施が義務づけられております包括外部監査を、来年度は4契約の相手方にありますとおり、弁護士の紫藤秀久氏と契約しようとするものでございまして、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。3の契約の金額は、当初予算に係る説明で申し上げましたとおり、1,100万円を上限としております。なお、本年1月31日付で監査委員から、来年度においても紫藤氏と包括外部監査契約を締結することについて、異議のない旨の意見をいただいております。

行政管理課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 大変期待をする予算なのでお聞きしたいと思うんですけど、先ほど説明のあったスマートオフィス化に係るレイアウトプラン等の設計委託費についてです。これは知事も議場で答弁をしてくれて、県庁ワークスタイル変革プロジェクトでの多様な働き方の実現ということで、これが基になると思うんですけど、予算もついたので、その多様な働き方をどのようにしていくか言ってくれますか。

◎寺村行政管理課長 今回のワークスタイル変革プロジェクトを取り入れまして、何より場所や紙にとらわれない働き方ということを目指しております。例えば、今回商工労働部でやりましたのは、フリーアドレス化をしまして、職員が自席に限らずいろんなところへ移ることにより、コミュニケーションの活性化が非常に図られたと。今までだとチーフ、課長のところまで行っているような協議をしなければならなかったのが、隣に座ることでちょっと声をかけられるというような話もございます。また、協議スペースを多めに取りましたことから、そういった会議なども開けるという話も聞いております。また、できるだけ資料などもデジタル化を図りまして、例えば在宅勤務でありますとか、もしくは庁外でといった場合にもデータの確認とかができて、そういった意味で場所にとらわれない働き方が実現しつつあると思います。そういったことを今後とも引き続き広げていきたいと考えております。

◎寺内委員 ぜひ、また成果につなげてもらいたいと思うので、期待をしておきます。

◎今城委員 スマートオフィス化のレイアウトプラン作成で、机を買うとか備品を買うとかでなく、設計だけで197万2,000円かかるんですか。

◎寺村行政管理課長 今回は2か所のレイアウトプランを作成したいと考えております。具体的な業務としましては、まずその部署の現状調査をして、その後に職員にも意識調査をして、どのような働き方を望むのか、例えば協議スペースが多いほうがいいのか、フリーアドレスを望むのかというような意識調査もさせていただきます。その上で、実際に具体的なレイアウトを作成していただいて、また、必要な什器のリスト化までを一連の業務としております。その1か所当たり大体100万円弱という感じです。

◎今城委員 どういう関係の会社がそういう委託を受けられるんですか。

◎寺村行政管理課長 基本的には、今年度も危機管理部でもやっておりますけども、文具メーカーであるとか、オフィスのそういった什器などを扱っている業者などが可能ではないかと考えております。

◎中根委員 スマートオフィス化も含め、どんどんとデジタル化が進んでいく中で、生成AIなどの利用についても、知事の答弁などでも私も利用しましたというようなお話があるんですけど。こういうオフィス化を進めていくときに、AIなんかをつくるときに、そのAIそのもののデータ集積というのはこれまでの到達した中身が集積されていることが大多数だと思うんですね。それにすぐに乗かってしまう、そのデータ集積の中だけで次の何かを生み出すというふうなことに、何かそこに制限とか危機感とか、どこかに線引きがないのかどうか、そのあたりはどうですか。

◎本村デジタル政策課長 ただいまの中根委員の御指摘でございます生成AIあるいはAIにつきましても、デジタル政策課の今回の予算の中で計上を予定しております、その際に改めて説明させていただければと思っております。一般的な報道等を拝見しますと、そうした今の生成AIについては、これまでインターネット上にあるような情報を蓄積をしているようなサービスが主流であるというふうに認識しております。

◎はた委員 条例議案についてですけれども、地方税共同機構に職員を派遣するということですけれども、今後の目的があつてということだと思われそうですが、どういうふうな目的、効果があつて派遣をされるのでしょうか。

◎寺村行政管理課長 先ほどお話をさせていただきましたこととかぶることになりますけども、地方税共同機構は先ほど申しましたとおりeLTAXに関する管理・運営、また研修などをやっているところがございます、そこに県の職員を派遣することで、より税に関する知識経験を増やしていただいて、またそれを持ち帰っていただいて、本県の税務事務に生かしていただくことを期待しております。

◎はた委員 マイナンバー含めていろんなデジタル化で、紙ではなくて納税ができるとか、

いろんな動きがあるかとは思いますが、どういうふうはこの地方税において改革がされていくのか、いこうとされているのか、その点をお願いします。

◎徳重総務部長 地方税においてデジタル化をどういうふうなのに入れていこうかというのは、まず納税者の利便性を考えると、今まで銀行であったり窓口に行って納税するという以外に、例えばインターネットバンキングであったりとか、QRコードを使えばコンビニでも収納ができるとかといった納税手段の多チャンネル化ということで、納税者の皆さんに利便性を感じてもらおうというのが、税の分野でのデジタル化では一番大きい話かと思っています。それ以外にも、もちろんいろんなもの、例えば測量とかにもデジタル化の技術を使っていけば、これは市町村になるかもしれませんが、税務調査するときなどの利便性も上がってくるとかということもありますので、そういったところにデジタル化というのは使っていくということにはなります。

一方、今回の議案に関して言うと、地方税共同機構というのは全国の都道府県が持ち寄って設立した法人になっております。なので、都道府県などから職員の応援も受けて組織として成り立っているものでありまして、全国で交代に出させていたいただいているというのも一側面としてはございます。

一方で、単に人役として出すだけじゃなくて、いろんな先端の技術とか、先ほど御説明させていただいたように、税の新しいやり方とか分野とかの研究などもして、情報も集まっているところがございますので、県としても行かせる意味はあるということで、今回順番も回ってきたということもありまして、派遣をさせていただきたいというものでございます。

◎はた委員 派遣先の、全国で力を合わせて地方税共同機構で最先端の技術を生かしていこう、波及させていこうということですので、デジタル化をさらに進めようというのが派遣される先の目的だと思うんですが、そのデジタル化のメリットだけではなくて、デメリット部分といったこともしっかり学ぶ。それこそフィードバックをして拙速にならないような動き方が必要かと思うんですが、このリスクの点についてはどんなにお考えなんでしょうか。

◎徳重総務部長 はた委員の御質問のデジタル化は広く一般のお話なのかなと思うんですが、この地方税共同機構に出す意味の、例えばeLTAXというのは、国税のeTaxと並んで、地方税の中での処理をデジタル技術を使って一緒にやっっていこうというものであります。先ほども申し上げましたけれども、税の分野ですと、やはり納税者の利便性が上がってくるとかということが主なものではあるかなと思うので、あまりデジタル化による不便が生じたりといったところは、どちらかという、税の分野ではあまり言われていないところなのかなとは思っています。それ以外にもデジタル化で言うと、これはデジタル政策課のときにまた御議論いただくことになるかと思っておりますけれども、やはりデジ

タルディバイド対策とか、あとはデジタルに一本化していくことによって、今まで書類に慣れていた人たちの対策をどうするんだといったところがデジタル一般のクリアしていくべき課題なのかと考えております。

◎中根委員 この派遣は、どのくらいの期間、どんなふうな形でするのでしょうか。

◎寺村行政管理課長 2年間の派遣を予定しております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎明神委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎近藤人事課長 当課の令和6年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の1ページを御覧ください。当課の歳入予算の主なものを御説明いたします。

まず、7分担金及び負担金ですが、列の中ほどの節の区分欄に（1）人事費負担金として7,561万6,000円を計上しています。内訳としまして、1つは市町村や他県へ派遣している交流職員の人件費に充当するため、職員交流に関する協定書等に基づき派遣先の市町村などから負担していただくものと、もう1つは、当課において運用している総合人事システム及び安否確認システムに公営企業局職員も含んでいることから、その職員数相当分の費用を公営企業局に負担していただくものでございます。

次に、2ページをお願いします。当課の歳出予算である6人事費について御説明いたします。本年度の欄ですが、令和6年度の人事課の予算は3億3,649万7,000円となっており、令和5年度と比較しまして2,426万8,000円の減となっております。

一番右の説明欄に沿って御説明いたします。1人件費は、人事課において勤務している職員15人分に、県内市町村や他県、他県の市町村、国、民間企業等への派遣職員18人分を合わせた計33人分の人件費です。

2人事管理費は、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、県功労者表彰、叙位・叙勲など栄典に関する経費を計上しているものです。

このうち上から4つ目の総合人事システム運用保守委託料は、職員の異動情報、個人情報等を管理する総合人事システムの保守に関する経費です。後ほど債務負担行為のところでも改めて御説明いたしますが、総合人事システムについては、老朽化に伴い、長期的かつ安定的な動作保障の確保のため、令和6年度から令和12年度にかけてシステムの再構築及び運用保守を行うこととしています。

安否確認システム運用保守委託料は、地震や災害等が発生した際に、職員の安否確認と職場体制の把握を迅速に行うシステムの保守に要する経費です。

適性検査判定委託料は、人事課で実施している職員採用選考考査の適性検査判定の委託に係る経費です。

3 ページを御覧ください。事務費は、県功労者への知事表彰、叙位・叙勲の栄典事務のほか、選考試験など新規採用職員の確保に係る旅費や需用費、使用料などの経費です。

3 人事企画費は、自治大学校や民間企業、国などへの職員派遣研修に係る経費です。

このうち派遣研修負担金は、自治大学校への派遣研修に伴い、県として負担する経費です。

研修費は、その他の派遣研修に要する旅費や宿舍の借上げなどに要する経費です。

4 人材育成費は、職員研修等に要する経費で、主なものとしましては、研修業務の委託に係る経費や、研修を受ける職員の旅費等です。

このうち職員能力開発センター清掃等委託料は、職員研修を実施しています職員能力開発センターの施設管理に係る清掃や警備、機械設備などの保守管理に係る経費でございます。

職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の登録や研修履歴の管理などを行うシステムの保守に必要な経費です。

職員研修等委託料は、職員能力開発センター等で実施する職員研修に要する経費です。民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うため外部委託を行っており、現在は一般社団法人日本経営協会との間で令和4年度から令和7年度までの複数年の業務委託契約を締結しております。令和6年度の職員研修につきましては、職員の職位や経験に応じて実施する指名研修や、一般能力開発研修、職場研修の支援等、全部で94研修、延べ約5,800名を対象に実施することを予定しています。

次のページをお願いします。続きまして、債務負担行為予算について御説明いたします。左から2番目の事項の欄に記載している総合人事システム再構築等委託料です。総合人事システムについては、老朽化に伴い、今後のOSアップデート後の動作保障がないなど動作不具合やセキュリティー上の危険性を抱えています。そのため、長期的かつ安定的な動作保障の確保のため、令和6年度から令和12年度にかけてシステムの再構築及び運用保守を行うこととしています。委託内容につきましては、令和6年度から令和7年度上半期までに当該システムの再構築を行い、令和7年度下半期から令和12年度末までに運用保守を行います。あわせて、人事作業の効率化に向けた軽微な改修等も実施することを予定しています。これらに伴う費用の総額としまして、1億1,461万1,000円の債務負担をお願いしたいと考えています。

人事課の説明は以上になります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 職員研修の予算についてですけれども、具体的にはどういう研修がされる予定なんでしょうか。

◎近藤人事課長 新採研修から所属長研修まで階層別の研修であったり、もっと細かい専門的な研修、様々でございます。

◎はた委員 県庁側がいろんなマニュアルから必要だということで行われる研修と、あと自分の能力、組織の能力を高めたい。自己研さんの研修については自己負担みたいなことが言われてきたと思うんですけれども、自分自身が職員として、県民のためにスキルを上げたい研修というものには、予算がきちんと確保されているのでしょうか。

◎近藤人事課長 階層別の研修と言われるものは、こちらから指名研修として指定しますが、例えば法務的なものを勉強したいというのであれば、自ら手を挙げて研修に参加していただく形になります。

◎はた委員 場所があってそれに行きたいという研修もあるとは思いますが、それ以外の自らが独自に研修をしたいという場合には、予算が組まれているのでしょうか。形としてあるものに手を挙げていただくことをやっているというのはお話で分かったんですけれども、そういう枠だけではなくて、その枠にない研修を自分自身がしたい、また組織のためにしたいとなったときのルールというか予算というか、そういうものはあるのでしょうか。

◎近藤人事課長 例えば、県立大で行ったりとか産官学民とか、別のところでやっているというのであれば、自腹で時間外に行って、研さんを努めるのではないかと。

◎はた委員 自己研さんは自己負担という、その自己研さんのラインですよ。どこまでが自己研さん、自己負担という範囲なのか。自分自身がスキルを上げたい、県庁、県民のためにスキルを上げたいという内容であれば、そこは研修の保障というものが予算的にもあるべきではないかと思ったんですけれども。

◎近藤人事課長 自己啓発ということで、eラーニングでの研修は232コース設けてはいますが、ただそれに入らないようなものであれば、どうしてもそこは。

◎徳重総務部長 今回の答弁の補足をさせていただきます。要は職員の研修費用なんですけれども、当然原資は税である。公費でありますので、例えば自分が何か興味があって、今の業務と直接関わらないようなものだったとしても、こういう資格を取りたいとかというものまで、無制限に公費として支出するというのは、やっぱり県民の理解というのはなかなか得られないのではないかと考えています。公務員に、公費を使って職員としてのスキルを上げてくれというのは、やはり仕事に関わってくるというようなことかと思っておりますので、ある程度分野であったりとか。ただ先ほど答弁もさせていただきましたけど、大分幅広いメニューは御用意させていただいています。いろんなものに使える研修というのは用意しているんですけれども、無制限に公費を使って研修を受けさせるというのは、やはり趣旨にそぐわないかなというのがありますので、一定、業務とかの関連性であったり、職員の今の状況であるとかを加味した支援メニューであるべきかと考えています。

◎はた委員 そうすると、今の枠から外れる部分について、自分の予算で行くべきなのか、それとも部長が言われる一定その公務に必要な研修なんだということが、内容からも、また実態からも、その必要性が分かれば認めていくということですか。

◎徳重総務部長 はた委員が何を念頭に置いて御質問されているか、ちょっと私のほうで理解ができてないので、答弁がかみ合わないかもしれませんけれども。そもそも個人の自己啓発をどこまで認めていくかということと、あと個人としてどういう研修を受けさせれば職員としてのスキルを上げていけるだろうというのは、もう絶えず人事課でも研修メニューはしっかりと考えさせてはいただいておりますので。やっぱりこういうものにも広げてほしいというのがあれば、それはぜひ職員からも言っていただくのを勘案しながら、そこはしっかりと考えていくということかと思えます。

◎寺内委員 安否確認システムについてお伺いしたいと思います。これは災害時に職員の参集に非常に大事なシステムなので、年間に訓練は何回ぐらいされているかをお願いします。

◎近藤人事課長 今年度は2回ありまして、4月と12月です。例年その時期ではございます。

◎寺内委員 ぜひ、ふだん使いをしていかないと、せっかくあるのにその使い方が分からなくなったとか、忘れていたとかということになったらいかんので。やっぱり災害対策本部の参集要員が、安否確認システムが大事な部分なので、また今後も活用をよろしく願いたいと思います。

◎今城委員 総合人事システム運用保守委託料ですけど、昨年度は2,150万円ぐらいかけて年間保守契約をされていたと思うんですけど、今回再構築と令和6年度から12年度までの7年間で1億1,461万円の債務負担行為です。今年度分が953万円という理解でいいですか。

◎近藤人事課長 債務負担でさせていただこうと思っているものは、開発で約7,800万円、保守で令和7年度下半期から約3,700万円を予定しております。

◎今城委員 昨年度までは年間2,150万円かかっていたという事実は、そうなんですか。

◎近藤人事課長 一部改修費用が入っておりますので、ちょっと高めの値段になってはおります。

◎今城委員 これまでよりは安く、効率的にいくんですか。

◎近藤人事課長 そうしたいと思っております。

◎今城委員 よろしく申し上げます。

◎西内委員 先ほどの行政管理課で進めていた、フリーアドレスとかもろもろ進めていく中で、最初からかなりパソコンを積極的に使えなければいけない、デジタルに理解が高くないといけない職員の確保が急がれるわけですけども。そうなると、新規に採用する人の中には、今みんながパソコンに触れるかどうか分かりませんが、スマートフォンと

かタブレットに慣れ親しんでいて、フリーアドレスのところに最初に配属されるとは限りませんが、配置が一定進んだときに、入ったときはかなり密度の高い研修を受けないと戦力としてなかなか活躍できないのではないかとも思ったりもするんです。大体皆さんはパソコンが使えるような状態で、一定のワードとかエクセルとか、いちいち指導がなくても割と慣れ親しんだ状態で採用ができるものですか。

◎近藤人事課長 ある程度ワード、エクセルはそこそこ使える方が多いですし、横に座っている方がまずは初動の操作方法は教えますので、それで慣れていってもらおうというのが、新採の方のやり方かとは思いますが。

◎西内委員 教育のほうでも、デジタルということで、そういうのに慣れ親しんだ人材をつくっていくんだらうと思うんですけれども、県もより高度化していったときに、スムーズに入った職員が仕事になじめるよう、ひょっとしたら今後考えておかないといけないような教育システムでもあるかもしれませんので、少し気に留めておいていただければと思います。

もう1つは、獣医師等新規採用職員確保事業費なんですけれども、前年より予算額が減っているんですが、どういった要因でしょうか。

◎近藤人事課長 済みません、ちょっと明確にはないんですが、やることは全く変えてはいません。獣医師の確保では東京などで採用試験もやっておりますので、その費用でちょっと必要じゃなかったものを一部削ったとか、そういうことになります。

◎西内委員 それほど大きな金額じゃないので、余分な費用が出たのかもしれませんが、自分が聞いているのは、獣医師などが非常に確保が難しくなっていると。薬剤師についても同じようなことが言えるのかもしれませんが、そういった中で畜産振興課などと話し合いながら、できれば確保事業がより進むような在り方というのもぜひ検討してもらいたいなど。そういう話し合いをぜひして、いい方法を考えてもらえればと思います。これは要望です。

◎徳重総務部長 御要望ということでございますけれども、やはり委員御指摘のように獣医師とか薬剤師とかはなかなか希少な人材でございます、我々も確保に苦労しているところでございます。一般的な試験をしても、なかなか人数も集まってこないですし、随時の募集もさせていただいて、できるだけ確保に努めるようにはしておりますけれども、委員御指摘のように、どうやっていけばしっかりと確保していけるかというのは、常々しっかりと考えさせていただきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑をこれで終わります。

以上で、人事課を終わります。

ここで、昼食のために午後1時まで休憩といたします。再開時刻は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時48分～13時)

◎明神委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、審議に入る前に、委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆様御承知のように、本日、東日本大震災から13年を迎えます。そこで地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうからお声をかけますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひします。

また、午前中の委員会でも西内委員から質問のありました法務文書課の需用費につきまして、法務文書課から補足の説明を行いたいとの申出がありましたので、これを受けることにしたいと思います。

◎梶原法務文書課長 午前中の当課の審議の中で西内委員から御質問のございました公文書館の需用費の閲覧室の複合機について、説明させていただきたいと思ひます。資料がなく口頭で恐縮ですが、説明させていただきます。

この閲覧室にある複合機、コピー機でございますが、機能としては通常の執務で使う一般的なコピー機でございます。費用の点につきましては、予算の見積書を御覧になられたときに、需用費で502万1,000円の予算が計上しており、その需用費の説明書きのところでは、閲覧室の複合複写機が、あたかも年間500万円必要というような形で見えてしまっていて、大変紛らわしい表記で申し訳ございません。繰り返しになりますが、502万1,000円というのは、公文書館事業費の需用費全体の金額ということでございます。

◎明神委員長 以上で、法務文書課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎明神委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎竹村職員厚生課長 最初に、令和6年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。まず歳入の主なものを御説明いたします。

一番上の7分担金及び負担金の節の欄にあります(2)職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。上から3行目の15県債です。節の欄にあります(1)職員住宅等整備事業債は、県職員住宅の修繕工事等の財源に充当するものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。3ページを御覧ください。職員厚生課の令和6年度当初予算は総額で31億3,794万円となっており、前年度と比較しますと11億7,307万7,000円、約59%の増となっております。増額の主な要因は、退職手当が増額となったことによるものでございます。

それでは、主な内訳につきまして右側の説明欄に沿って御説明いたします。まず、1 人件費のうち、3つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害や通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資として、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

公務災害補償費は、会計年度任用職員など地方公務員災害補償基金の補償対象とならない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しているものでございます。

4 ページを御覧ください。2 退職手当になります。上から3つ目の退職手当27億8,004万4,000円は、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、令和6年度は定年退職111名、勸奨退職20名、普通退職等30名の計161名分と、会計年度任用職員フルタイムの分3名、特別職の退職手当を見込んだ合計165人分となっております。令和5年度より定年年齢が段階的に引き上げられまして、令和6年度は本年度よりも退職者の人数が増えることから、当初予算比で10億9,000万円程度の増額となっております。

退職手当算定システム改修委託料は、定年年齢引上げに対応するためのシステム改修に要する経費でございます。

3 恩給及び退職年金は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及びその遺族に対しまして、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、令和6年度は警察職員、教員を含む合計で31名分を見込んでおります。

4 職員福利厚生事業費は、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健や元気回復を図ることを目的として、県、地方職員共済組合高知県支部、高知県職員連合労働組合の3者で構成する高知県職員レクリエーション事業実施委員会が実施する競技大会などの事業に対しまして助成を行うための経費でございます。

5 福利厚生施設整備費は、県職員住宅の管理や維持修繕等に要する経費となっております。

まず、職員住宅管理委託料は、県職員住宅の維持修繕や管理業務等を、高知県住宅供給公社へ委託するものでございます。

次の設計等委託料と改修工事請負費は、職員住宅の改修工事等に係る経費を計上したものでございます。来年度は、中村地区西ノ丁単身職員住宅及びクツカタ職員住宅の合併浄化槽設置工事の実設計等に関する経費と、安芸地区の高台寺職員住宅において合併浄化槽を設置する工事及び安芸地区の東浜職員住宅における下水道接続工事に要する経費を計上させていただいております。

5 ページを御覧ください。6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特定の業務に従事する職員を対

象に行います特殊健康診断などの健診の実施や結果の通知、保健指導などに要する業務を健診機関へ委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担分を除く費用の2分の1を負担するものでございます。なお、この負担金の相手方であります地方職員共済組合高知県支部の支部長は知事となっております。民法で定める双方代理による契約となりますことから、契約の効力を有効なものとするため、予算案を審議していただく中であらかじめ許諾をいただきますようお願いいたします。

最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康診断事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づき、早期発見、早期対策ができる体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めております。相談事業につきましても、当課スタッフと専門の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受け、重症化する前にカウンセリングや治療等、職員に対する適切な対応ができるよう取組を続けてまいります。

また、ストレスが少なく、働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度当初予算の説明は以上となります。

続きまして、令和5年度の補正予算について御説明をいたします。6ページを御覧ください。歳出につきましては、右の説明欄に沿って御説明いたします。

1 退職手当につきましては、60歳退職者が見込みを上回ったことなどにより、3億5,444万7,000円の増額をお願いするものでございます。

2 恩給及び退職年金の523万3,000円の減額は、受給者数の減少によるものでございます。

3 職員健康管理費の健康管理費負担金は、人間ドック受診者が見込みを下回ったことにより、329万1,000円の減額をお願いするものでございます。

事務費は、メンタルヘルス職員研修の講師謝金が見込みを下回ったことにより、減額をお願いするものでございます。

補正予算の説明は、以上となります。

続きまして、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について、御説明いたします。資料の7ページの下段を御覧ください。

今回の改正は、国立大学法人法の一部改正に伴いまして、本条例がこの法律から引用しております規定に条ずれが生じますことから、次の8ページのとおり引用規定の整理を行おうとするものでございます。なお、この改正による制度内容の変更はございません。施行期日につきましては、改正法の施行期日と同じく令和6年4月1日としたいと考えてお

ります。

職員厚生課からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 退職手当の件なんですけれども、令和5年からだから、今回から最初になるのかな。退職の定年延長を希望した場合、対象となるのは今年度からで、今年度の中に含まれてくるということでしょうか。

◎竹村職員厚生課長 今年度、定年退職の年齢が61歳に延びていますので、本来、本年度に定年退職にかかる方は年齢的にはおいでないんですけれども、希望されて退職される方が出ているという状況になっております。2年ごとに延びていく状況です。

◎西内委員 そしたら、もともとの退職手当の見積りでは33億6,300円だったものが、27億円と6億円ぐらい減になっている要因というのはどういうものになるんでしょう。

◎竹村職員厚生課長 令和5年度当初予算では、総人数105名だったんですけれども、金額が大体16億9,000万円を見積もっておりました。令和6年度は、その2年延びた定年退職者が出ることから、総人数が165名、27億円余りという額になっております。

◎西内委員 見積り段階では33億円で議論をしていて、それが決定額が27億だったから、6億円差が出ているのがどういう。要は数字が変わっているわけですよね。

◎竹村職員厚生課長 見積り時点から、希望者等の人数を精査しまして、査定で落ちているという状況になっております。失礼しました。

◎三石委員 2点ほどお聞きしたいんですけど、5ページの事務費のところでは448万円余りについています。メンタルで重症化を防ぐとか、働きやすい職場とかいうようなことを言われましたけれども、どういう傾向にあるんでしょう。毎年出てきますよね。こういう予算を使って、年々よくなってきているのか、それともあまりよくなってないのか。そのあたりの傾向はどんな状況なんですか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 令和2年、3年ぐらいのところまでは、お休みされる方がずっと横ばいから減少傾向にあったんですけれども、令和4年は少し増えて、令和5年の見込みも若干増えるような傾向になっています。

◎三石委員 予算もつけていろいろな取組はされていると思うんですけども、これといった改善策というか、見当たらないんでしょうか。どのような状況でしょうか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 これをすれば減るところまでは、なかなか難しいのが現状です。ただ、全国的に官民両方ともこの2、3年がすごく右肩上がり、病気休暇の人数が増えている中で言うと、それよりは若干その右肩上がりの分が少し角度は低いぐらいのレベルなので、全く効果がないというわけじゃなくて。やっぱり地道に研修などをして知識と情報を入れていくこととか、早めの相談につなげることだとか、そういうことをすると、働きやすい職場環境をつくってということ、なかなかゼロにはならな

いですが、右肩上がりの傾きを少しでも低いものにしたいと考えています。

◎三石委員 特効薬はなかなかないと思うけれども、これは本当に気長に取り組んでいくしかないね。

それと、もう1件、職員福利厚生事業費補助金26万5,000円について。これは毎年、県庁の職員などが野球大会か、ソフトボール大会かな、ボウリング大会とかを以前は随分積極的にやっていたような気がするんですけど、年々その回数というか予算も減ってきているような気がするんですけど、傾向はどんなようなことですか。

◎竹村職員厚生課長 おっしゃるとおり、球技大会、ボウリング大会、様々なものを行っていたんですが、令和2年、3年とコロナの影響で中止した状況があります。それから令和4年、5年と徐々に事業を復帰しているところで、本年度につきましては、ソフトボール、卓球、テニス、バレーボール、バドミントンといった球技大会と、ボウリング大会を実施しまして、約300人以上ぐらい参加いただいているという状況になっています。

◎三石委員 300名といたらまあまあなものだけでも。これは家族なんかも参加できるような大会も含まれているわけでしょう。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 競技自体は職員ということで、正職員と会計年度任用職員とかで、家族が出場するところまではなかなかいかないです。ただ、応援だとかそういうところで、一緒に参加という形ではいただいています。

◎三石委員 いろいろ宣伝はしていると思うんですけど、職場のみんながそういうレクリエーションしながら親しくなるというのはとても大事なことです。ぜひ盛んにアピールして、宣伝して、何かできるようにしていただいたらと思いますけど、部長どうですか。

◎徳重総務部長 三石委員がおっしゃるように、後のレクリエーションのほうは、やはり職場の雰囲気をしっかりやっていけということだと思います。それは1つ目の御質問につながるように、職員がメンタルヘルスでなかなか仕事に出られなくなってくるという状況が数もちよっと増えてはいます。特に分析で、若い人も増えてきているなというようなことをちょっと感じておりまして、それに対して何らかの対応を取らないといけないだろうというのをずっと検討はしていて、今年度になりましてから、まず総務部で、やはりコロナのときに新採研修とかができていなかったのも、そういう人たち向けに少し職場外にも連れて行って、職場外で話す、意見交換をする機会を設けようということ、同じ世代の人たちとの意見交換会というのやってみました。またそれを受けて、メンター制度というのを始めてみようと思っております。そういった若い職員の中でも、先輩の職員が新採1年生に対して少しケアをしていこうということも、来年度から取り入れさせていただこうと思っております。そういった職員のメンタルヘルスケアを大事にしていくというふうに、引き続き取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

◎三石委員 そうということでもよろしく願いいたします。

◎はた委員 退職者が予定より多いということなんですけれども、先ほどの部長の話にもあった若い人たちのメンタルヘルスの問題もある、増えているということでもありますけど、その退職者が予定より増えているというのは、若年層での退職ということが増えているのか、予定より増えたというところの状況について説明をお願いします。

◎竹村職員厚生課長 基本は、定年が延びたことにより来年度が本来の定年退職の年齢だったんですけども、役職定年がかかって60歳でお辞めになる方というのが、当初の想定より多かったという点がございました。

◎はた委員 メンタルヘルスの問題で、メンタルヘルスになっていく要因の種類の中にパワハラ、セクハラなどいろんなハラスメントがあると思うんですけども、どういうふう
に調査がされているのか、その予算がきちんとついているのかどうか、その点はどのようにか。

◎寺村行政管理課長 ハラスメントに関しましては、まず私どもの行政管理課、それから人事課の補佐が総括の相談員になっておりまして、また各種相談窓口なども設けてやっております。その運営に関しましては、事務費としてしっかりと予算は計上しております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 まず、令和6年度当初予算について御説明させていただきます。財政課の1ページをお開きいただければと思います。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。一番上の地方譲与税は150億3,000万円余りを計上しており、前年度比で言いますと約6億7,000万円の増となっております。これは、全国的に法人税が増えており、これに伴って国から都道府県に配分される特別法人事業譲与税の増額を見込んでいることが主因となっております。

次に、一番下の行の地方特例交付金は、20億9,000万円余りを計上しており、前年度比で17億8,000万円余りと大幅増となっております。これは、来年度に定額減税が予定されており個人住民税が減る分が、全額この特例交付金により補填されることとなりますので、増額ということで予算計上させていただいております。

次に、2ページの上から3行目、地方交付税は、国の地方財政計画が年末に公表されていますけれども、伸び率等を踏まえて算定しており、1,813億円余りを計上しております。後ほど説明で出てきますけれども、臨時財政対策債、いわゆる臨財債を合わせた実質的な交付税ベースで言いますと1,819億円余りとなり、こちらの前年度比で言いますと約6億3,000万円の減という状況でございます。

次に、3ページ中ほどの繰入金金は、財源不足への対応ですとか、いわゆる財政調整的基

金でございますけれども、満期一括償還方式の県債償還のために、基金を207億円余り取り崩すための予算でございます。

一番下の行の繰越金は、前年度の決算剰余金の2分の1を計上させていただいておりますのでございます。例年は決算が確定する9月補正以降で予算計上していたところですが、ちょっと技術的な話になりますが、毎年度一定額の繰越金が発生しておりますので、近隣県の対応状況を踏まえまして、当初予算において、今回5億円計上させていただいております。

4ページを御覧ください。一番下の行ですけれども、先ほど交付税で言及しました臨時財政対策債です。こちらは6億円余りを計上しておりまして、これ単体で見ると前年度比で15億円余りの減額となっているところでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

5ページの中段にあります財政費ですけれども、詳細は一番右側の列の説明欄に沿って御説明させていただきます。

2一般管理費は、知事、部局長などの交際費と、病休や産休に伴い会計年度任用職員を雇用するための経費など、全庁の調整的な経費として700万円余りを計上しております。

3財政管理費は、財政課の事務費と総務部内の総務事務経費を計上しているものです。

その2つ下の決算支援システム保守等委託料は、総務省の決算統計に夏場に回答するためのシステムですけれども、運用保守経費とシステム改修費用を合わせて1,600万円余りを計上させていただいております。この改修の内容は、歳出予算に係る節の区分の見直しやWindowsのOSのサポート終了等に対応するための改修となっております。

下から3つ目の予算編成支援システム再構築等委託料は、今年度から新システムが本格稼働開始しておりますけれども、この保守運用に係る経費として予算計上させていただいております。

次に、6ページを御覧ください。下から4行目の元利償還費は額が大きいですが、主に地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出すものとなっております。651億円余りを計上しており、前年度比で17億円余りの減となっております。これは過去に借り入れた起債の償還が減少することに伴うものでございます。

次に、7ページの一番上の1減債基金積立金は139億円余りと、ほぼ同額ですが前年度より4,000万円余りの増となっております。こちらは、満期一括償還方式の県債の借入れに係る積立金が増になったもので、規則的に積み立てるものでございます。

その下の退職手当基金、財政調整基金、職員等こころざし特例基金、防災対策基金の積立金は、それぞれの運用益を積み立てさせていただいております。

ページ中段の3公営企業支出金は、国の定める繰出基準に基づき所要額の一部を一般会計から繰り出しているものでございます。このうち下から3行目が特に額が大きいもので、

病院事業会計支出金について43億4,000万円余りを計上しております。こちらは、いわゆる県立病院ですけれども、救急や高度医療、建設改良等に要する経費ですとか、児童手当や基礎年金等に伴う地方負担分などに関する支出金として計上させていただいているものがございます。

次に、下から2行目の18予備費は、前年度は6億4,000万円を計上させていただいておりましたけれども、令和6年度は、いわゆる通常分としてベースとして例年計上させていただいている1億4,000万円に加えまして、令和5年度も多少活用実績がございますので、これに1億4,000万円上積みするという考え方で、2億8,000万円を来年度の予備費として計上させていただいております。

続きまして、9ページからは県債管理特別会計についての御説明となります。まず歳出についてですが、上から3行目、一般会計繰入金652億円余りです。

その1つ下の段は、満期一括償還等に伴うもので、いわゆる満期一括で借り換える際に、借換債として379億円を借りてすぐ返すという形でやっているものがございます。

次に、10ページは同会計の歳出についてです。歳出としましては、先ほどの歳入と裏返しですけれども、公債費全体で1,032億円余りと、前年度より37億9,000万円余りの減となっております。これは、先ほど一般会計でも言及しましたが、過去に借り入れた起債の元金償還額が前年度より減少したことに伴うものがございます。

続きまして、令和5年度補正予算について御説明させていただきます。

11ページ、歳入についてでございますけれども、中段の地方交付税は、14億7,000万円余りを増額することとしております。こちら後ほど説明します臨時財政対策債で、7億9,000万円余りの減額というところと合わせると、実質的な交付税ベースで見ていきますと約6億8,000万円増額することとしております。こちらは、今年度の交付実績の見込みが当初の見込みを上回っていたことに伴って、歳入の補正をさせていただくものがございます。

12ページの上から2行目の繰入金は、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用しまして、財政調整基金の取崩しを35億9,000万円余り取りやめることとしているための減額補正でございます。

下から2行目の臨時財政対策債は、先ほど交付税の中で言及しましたが、7億9,000万円余り減額することとしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。13ページの1行目の2総務費は、主に決算支援システムの保守委託料の入札減の分を減額することとしているものがございます。

中ほどの16公債費は、県債管理特別会計繰出金を3億6,000万円余り減額することとしておりますけれども、これは特別会計におきまして、当初予算で見込んでおりました借入金利よりも実際の借入金利が見込みを下回ったことによって減額補正をさせていただくものがございます。

次に、14ページ上から3行目の公営企業支出金は、新型コロナウイルス感染症関連で病床確保料が国から交付されたことにより増収したことに伴いまして、病院事業会計への支出金を4,600万円余り減額することができたものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明いたします。15ページを御覧ください。まず歳入につきましては、先ほど一般会計で言及しましたけれども、一般会計繰入金3億6,100万円余りを減額することとしております。

次に、16ページを御覧ください。同会計の歳出について、3行目の1元利償還費は、同額でございますけど3億6,100万円余りを減額することとしております。これは、元利償還金において借入れ見込みが下回ったことなどによるものでございます。

以上で、財政課の説明となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 議案説明書の44ページ、資料のページ番号では5ページになりますかね。説明を聞き逃したかもしれませんが、予算編成支援システム保守等委託料というのは、この下から3段目の予算編成支援システム再構築等委託料と同じシステムを指しているんですか。

◎中島財政課長 これは、ちょうど切替期というところになるんですけども、資料の中ほどにある予算編成支援システム保守等委託料の176万円のほうがいわゆる古いシステムになります。ただ、来年度も、例えば繰越しする予算とかの関係で使いますので、引き続き古いシステムも切替期で要りますということで、それが176万円になっています。下から3行目の予算編成支援システム再構築等委託料のほうは、去年と今年で構築したものを実際運用していくための委託料になっておりますけれども、それが420万円という予算になっています。

◎西内委員 ちょうどそういう過渡期にあって、同時に発生してしまっているということですね。分かりました。

それともう1つ、県債取扱手数料のことについて、多分、公債費の諸費の中に入っていると思うんですが、ちょっと上がっているんですね。7,100万円から8,000万円ぐらいまで900万円ぐらい。これは銀行か何かが扱ってくれていて、それに対して取扱いの手数を払っているという感じなんですか。それで上がってきているのは、銀行側が手数料を上げた結果ということか、それとも取扱いの量自体が増えたか。

◎中島財政課長 取扱い自体は特段変わっておりませんので、借入額とかそういうものに応じて変わっているということだと思います。

◎寺内委員 国では、6月を目指して減税を現役世代にしていく、他方は給料を上げていく、収入を上げていくということです。そこで税収という分を、予算へ反映することになってくるんですけども。今政府がやっている6月を目指して収入を上げて減税もしていく、

物価指数の分で言ったら2%を確実に目指すという部分にしたら、そのあたりはどのように見込んでいるのでしょうか。

◎中島財政課長 今回、税収につきましては、県の足元の決算見込みとか、国が来年度どれぐらい見込んでいるかというのを踏まえて積算しています。ちょっと減っているものと増えているものがありますけれども、全体で見ると税収としては令和5年の予算よりは伸びるということを想定しております。先ほど言った補填的な特例交付金とかも含めた、いわゆる広い意味の地方税で見ますと、令和5年度の当初予算と比べると、今回2.3%伸びるということで予算を組ませていただいているところでございます。

◎寺内委員 2.3%として見ていっているということですか。

◎中島財政課長 税収はそうです。

◎はた委員 新年度の予算の一番のポイントというか、国の大きな変化として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、補正の部分でどれぐらい使われているのか、当初予算でどれだけ使われているのか。国からの配分が全部活用されているかどうかをお願いします。

◎中島財政課長 まず結論から言いますと、今回当初予算で全額使い切った形になっております。具体的に言いますと、令和5年11月末に追加配分という形で来ているものが、来年度も使えるものになってきますが、高知県は35.3億円をもらっております。できるだけ速やかにということですので、まず12月補正の段階で可能な限り使うということで、そこでもろもろ予算計上している分で18.2億円を、いわゆる令和5年度に予算計上して繰り越した上で執行していく形にしております。その残りの17.1億円について、今回当初予算で予算計上させていただいているところでございまして、例えば17.1億円の内訳としては、製造業の省エネ化であるとか、女性の働く環境の支援とか、経済活性化という形で地域通貨の普及促進とか、そういった形で幅広く予算計上して使わせていただいているところでございます。

◎はた委員 その使い道のことなんですけれども、国としては物価高騰への対策ということが重点だと思うんですけれども、17億円ぐらい当初予算で組まれている分は物価高騰対策に焦点を当てたものなのかどうか。言ったら若い女性だけではなくて、物価高騰の影響を受けている層というのは幅が広いので、そういう幅広い物価高騰の影響への対策に予算がバランスよく使われているかどうかはどうでしょうか。

◎中島財政課長 いずれも使い方はいろいろあれども、物価高騰支援のために使っています。これは国でももともと使途として物価高騰でしか使えないような制度設計になっていまして、国で推奨メニューといった形で示したものを踏まえて活用しております。例えば先ほどお伝えしました製造業の省エネ化ですと、いわゆる中小企業だったり製造業の経営支援という形で予算を計上させていただいています。例えば生活者支援という観点で言い

ますと、当初予算でも私立学校の授業料減免の支援といった予算も計上しておりますので、そういった意味で生活者と事業者支援ということで、目配りしながら予算計上させていただいているところでございます。

◎はた委員 あと、基金の状況ですけど、総務省が通達も出して、予算をかき集めて物価高騰対策に集中せよということで、基金についてもため込むのではなくて的確に使っていくという通知も出たかと思うんですけども、今の基金の状況、また基金のこれからの活用についてはどういうふうにされていくのか。

◎中島財政課長 今回の基金は、恐らく財政調整的基金についてだと思えますけれども、状況としましては、やはり国で議論になっているのが、特にこのコロナ禍で残高が積み上がっているんじゃないかということです。今の本県の状況で言いますと、令和4年度の決算の段階ですと362億円ぐらいということで、過去最高ではないんですけど、過去最高に近いところまで積み上がっているというところではございます。ただそうした中で、今回の当初予算でも財源不足額が138億円で、それに伴って財政調整基金を108億取り崩しております。そういった意味で当初予算編成した後の基金残高は174億円ぐらいになっております。前年度をちょっと下回るぐらいの水準で、今、基金の残高がなっているところです。昨年度よりは財源不足額を減らすことができたんですけども、今後も同様の水準の財源不足が生じるということになると、決して今積み上がっているという状況にないと思っておりますので、将来の財政の持続性も踏まえながら、取り崩す額、どれだけ事業を組むかというのは、そのバランスはよく考えていきたいと思っております。

◎はた委員 財政調整基金の取崩しについては分かったんですけど、基金はほかにもいろいろありますよね。総務省が言うところは、その財政調整基金だけではないと思うんです。いろいろある基金の残高を含めて、今後それを、物価高騰対策を含めてしっかりと使っていくということだと思うんですけども、財政調整基金以外の基金の全体状況と、それがきちんと県民のために使われる予算になっていっているのかどうか。ほかの基金はいろいろ目的とか計画とかが個々にあるとは思いますが、もうそれもきちんとちゃんと財源として。

◎徳重総務部長 はた委員の御質問の趣旨は、基金があったら、それをしっかりと活用して、県民の例えば生活とかに充てるべしという御趣旨だと思います。あと、総務省のどの通知を御覧になって、しっかりと活用していけというところをおっしゃっているかというのが、私が今すぐに把握ができないのでちょっと答弁が合っていないかもしれませんが。基本的には今おっしゃっていたコロナの交付金は、ため込むことなく経済対策としてしっかりと使っていきなさいということで、国の財源という形で県なり市町村に渡されているので、さんざん経済対策の折には国から言われているということがありまして、それはタイムリーに、生活者支援であったり事業者支援というのは遅れることがないように、

しっかりと活用させていただき、先ほど課長から御答弁させていただいたように、今残高としてはもうなくなってはいると。

財政調整的基金の問題は、やはりコロナによって国からの有利な財源がたまったことによって、財政調整的基金が積み上がっているというふうになりかねないということで、やはりそれは国から地方に財政移転がされただけというふうになりかねないということで、そのような懸念が生まれないように、しっかりと事業はしなさいということでございます。それは今財政課長が説明したように、もちろん決算段階で言うと、多少過去の水準よりは多くなっているところもあったんですけども、本県としては当初予算を組むに当たって、しっかりと事業をやっている、当初予算後の残高というのはもう低位に抑えられているという状況でございます。これまでと同様の水準に抑えられているというところでございますので、必要な事業をしっかりとやらせていただいているところではあります。

その他の基金となると、それぞれ基金の目的というのがあります、例えば福祉目的で積み立てているものもあれば、何らかの建設事業とかに充てるために積み立てている基金というのがありますので、それはその基金の種類に応じて、その目的に合わせてしっかりと使途も考えていかないとけないというのは、もちろん執行部として責任を負っておりますので、それは事業を見極めながら、しっかりと活用すべきときに活用していくと考えさせていただいております。

◎橋本委員 その退職手当基金は今どれくらい積み上がっているのか、教えていただけますか。

◎中島財政課長 退職手当基金でございますけれども、もともと数百万円の残高だったものが、今回の定年延長の関係で、平準化という観点で令和5年度当初予算で30億円強を積み立てて、31億8,800万円が積み上がっているところでございます。これを先ほど職員厚生課からありましたけれども、今年度に辞める見込みだった人が補正で増えたというところもあって、その補正対応でまず2億6,600万円取り崩した上で、来年度当初予算で、もともと来年度が退職者が多い年ということでそのために積み上げていたので、25億7,500万円取り崩す対応としております。差引きで3億4,700万円が、当初予算編成後では残高が残るといった形になっています。

◎橋本委員 そもそも論みたいなお話になるんですが、要はこの基金は目的を持って積み上げるものじゃないですか。そうすることは、例えば退職に対する将来的なイメージを持って、基金化をしていくわけですね。都道府県の中で基金化されているのは数県しかないと思うんですけども、状況からいうと、将来負担比率に基づく見込みというのは、高知県の場合はどれくらい見込んでいるんですか。

◎中島財政課長 退職者数の見込みとしましては、この令和3、4、5年度あたりがピークだと。

◎橋本委員 金額に直して言ってくれたらありがたい。

◎中島財政課長 令和3年度は退職手当130億円、令和4年度が127億円で、このあたりがピークだと見込んでいます。その後、ここからは定年延長の関係で退職者が2年ごとになってくるのもあって、大体50億円から60億円。そういった意味で、令和5年度でいいますと35億、令和6年度は113億円、令和7年度は43億円、令和8年度は94億円と、ジグザグしながら徐々に下がっていくような形の推計をしているところでございます。

◎橋本委員 できれば、将来負担に関わる見込みのある一定の試算ができるぐらいの基金は、やっぱりしっかり積み立てていくということは大事なことではないかと思うんですけども、その辺いかがですか。

◎中島財政課長 この退職手当基金につきましては、この令和3、4年度にピークを迎える中でも、もうほぼ残高なしの状況で来ていました。この理由としましては、国もこの辺で退職手当のぶれが出てきた場合は、退職手当債、退職手当を払うための起債を発行することになっておりまして、基本的にはそれに対応するという観点でやっていましたけれども。その上で今回、昨年度に30億円計上させていただいた趣旨としましては、総務省からも、例えば令和5年度は退職者なし、令和6年度は退職者ありで、この2年間でほぼ退職手当が発生しない年と多額の額が発生する年があるということで、それから逆算する形で、令和5年度の負担と令和6年度の負担が同じようになる形で、一定程度基金を積んでおくといった考え方で令和5年度に積んだ上で、それは平準化するためのものなので、令和6年度当初予算で対応した後は、もうほぼ残高がなくなるといったような形になっております。

◎橋本委員 そしたらそもそも論、退職手当基金は国の方向性から言っても要らないのでは。要は、今の話で言ったら国が起債で対応してくれるんでしょう。

◎中島財政課長 いわゆるその定年延長の関係で、1年ごとの、退職者がいる年といない年という状況がない中では、国のほうも。

◎橋本委員 タイムラグがあるからということか。

◎中島財政課長 例えば本県でいいまして、去年の予算を組む段階では令和5年度の60歳で辞める人が大体30億円弱分の支出。一方で令和6年度に退職手当として、この定年延長関係で出さないといけない90億円ぐらいがかかるということで、60億円ぐらいのぶれがあると見込んでいまして。そこを緩和するために30億円を基金で積んで、令和6年度に取り崩すという対応をしているところでございます。

◎今城委員 5ページのデータ作成委託料ですけど、議会資料のデータ作成は、これまで必要なかった議会のデジタル化のために必要となったお金なんですか。

◎中島財政課長 データ作成委託料は、議会のデジタル化のために必要になったものでございますけれども、反面、議会に御協力いただいたことで、分厚い議案資料が6月議会か

らなくなりますので、それに伴ってもともと1,200万円ほど必要だったものから、デジタル化に伴って費用が浮くということになります。

◎はた委員 国の予算の中には、先ほどお聞きをした臨時交付金以外に、自治体が独自で使える子育ての財源ということで1,500億円を国は計上したと思うんです。それが高知県にどれだけ来たのか。新年度予算で、今回知事が10億円を使って市町村の子育て支援に充てるとしている額と、似たり寄ったりになるんじゃないかと思ったんですけど。国が今回計上した1,500億円のうち、県には幾ら来て、それを何に使う計画になっているのかをお願いします。

◎中島財政課長 まずお金の流れからでございますけれども、国は地方全体で見て1,500億円の内訳として、いわゆるソフト事業で1,000億円を交付税の形で配分するのと、起債の形でハード事業を500億円計上するということになっています。その上で、その交付税が今回、具体的に全国の計画がどういう基準でまかれるかというのは、夏にかけて交付税の算定が行われていきますので、その中の式を見ても基本的には分からないというところになりますけれども、1,000億円の規模がありますので、それなりの規模になるんだと思っています。今回はこの財源があるからというよりは、人口減少にしっかり取り組んでいかないといけないというところが基で、全て一般財源という形で10億円の人口減少対策総合交付金をつくらせていただいたところでございます。今回交付税で幾ら来るかとかといったところを含めて考えて、次以降の予算計上のときには、財源の見立てとかを立てていきたいと思っております。

◎はた委員 国が予算計上して、決定するまでにそういう時間の問題はあるかもしれないですけれども、子育てのためだとか物価高騰対策のために、新たにつくったその財源については先延ばしすることなく早く予算化をして市町村を支え、県民のために執行されるように、そこは本当に早い手だてというのを、新年度に頑張っていたいただきたいと要望しておきます。

◎中島財政課長 済みません、今の点ですけど、大きな方向性として子育て支援が重要だというのは、今回予算を組む前の段階、国が示す前の段階で分かっていたところもありますので、本県としても当初予算ではしっかり計上させていただいた反面、その財源が必要になるというのは国にも政策提言とかをしていった中で、それが結果的に1対1で対応しているかは答え合わせが必要なんですけれども、結果として何か財源になりそうなものを国も対応してくれているという状況ではありますので。そういった意味では、今回ついた財源については、歳出という形で、対応関係はよく分析はしますけれども、一定本県としても対応しているという認識ではありますので、そこだけ補足をさせていただければと思います。

あと、冒頭の答弁の補足で、西内委員から話のありました県債取扱手数料がなぜ増えて

いるのかという点について補足をさせていただきたいと思います。取扱いが増えたというところでしたけど、その主因がグリーンボンドでして、もう既に2回発行しているんですけど、どちらも予算の段階では発行するか決めかねていて予算計上していませんでした。それで、補正予算等に対応していたところで計上がなかったんですが、今回からは安定して発行しているので当初予算でこの分を計上させていただいて、それが1,300万円強ありますので、それが主な要因でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 令和6年度の当初予算案につきまして、御説明申し上げます。税務課の資料の1ページを御覧ください。

令和6年度の歳入予算の1県税でございます。令和6年度の県税収入につきましては、今年度の当初予算と比較しまして、0.4%、2億5,800万円余りの増となります677億9,300万円余りを見込んでおります。

それでは、主な税目について御説明申し上げます。まず、上から3番目の個人の県民税ですが、定額減税の影響などもあり、今年度の当初予算との比較で、12億9,300万円余りの減となります206億8,500万円余りを見込んでおります。

次に、法人の県民税ですが、景気の持ち直しの動きが続くと見込まれますことから、今年度の当初予算との比較で、1,300万円余りの増となります14億6,100万円余り、また、一番下にあります法人の事業税につきましても、4億3,200万円余りの増となります、143億8,700万円余りを見込んでおります。

その1つ上の個人の事業税につきましても、同様に今年度の当初予算から4,200万円余りの増となります9億600万円余りを見込んでおります。

2ページを御覧ください。一番上の3地方消費税でございます。地方消費税につきましては、景気に持ち直しの動きが続き、物価上昇による個人消費も増加すると見込まれますことから、今年度の当初予算との比較で12億8,400万円余り増となります156億4,700万円余りを見込んでおります。

3ページを御覧ください。下から2番目にあります1地方消費税清算金でございます。地方消費税は、各都道府県の税務署に申告納付された税収を最終消費地となる県に帰属させるため、小売年間販売額に関するデータや人口を基準として各都道府県間で精算を行うこととなっております。この清算金収入は、他の都道府県から本県に払い込まれるものでございます。令和6年度は、全国の払込み状況などを参考に、今年度の当初予算との比較で0.1%の減となります367億4,700万円余りを見込んでおります。

清算金収入と県税収入を合わせますと、今年度当初予算との比較で0.2%、2億2,700万円余りの増となります1,045億4,100万円余りとなります。

次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。4ページを御覧ください。賦課徴収に要する経費であります9税務費につきましては、前年度と比較いたしまして、360万円余りの減となります24億4,000万円余りとなっております。

歳出の主なものを右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。まず、1人件費は、税務課と県税事務所の職員138名分の給与でございます。

次の2賦課徴収費の2番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストアとスマートフォンを利用した県税収納につきまして、その収納業務を収納代行業者に委託するための経費でございます。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金対策のうち、県職員では対応が困難な案件の回収を促進するために、債権回収の専門知識とノウハウを有する弁護士の方々への回収業務の委託などに要する経費でございます。

5ページ、上から2番目の地方税共同機構負担金は、全国的に運用されております地方税に関する電子手続のポータルシステムであるeLTA X等の管理運営や地方税に関する調査研究や研修などを行うことを目的に、地方税法の規定により設立されております地方税共同機構に対する負担金でございます。

3つ下の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。地方消費税は国税である消費税と一緒に各地の税務署から申告納付され、その後、国から県に払い込まれますことから、県税である地方消費税の賦課徴収に要する経費を、地方税法の規定に基づき国に支払うものでございます。

3納税促進費は、税に関する知識の普及や啓発活動、市町村や特別徴収義務者に対する交付金などに要する経費でございます。

そのうち3つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金とその下の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人の県民税の賦課徴収を行う市町村と軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店などに対しまして、地方税法の規定などに基づき交付金を支出するものでございます。

4税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務をシステムで処理するための経費であり、国から提供される税務データなどを共同処理する経費や税務システムの運用保守に関する業務を委託する経費でございます。

一番下の税務システム整備等委託料は、税務システムの運用保守の業務を委託する経費と、自動車税種別割の納税通知書など発出件数の多い帳票の作成や封筒への封緘作業、自動車税申告書のパンチ入力作業などを外部委託するための経費でございます。

6ページを御覧ください。17諸支出金でございます。

1 地方消費税清算金は、各都道府県で納付された地方消費税を最終消費地に帰属させるための精算を行った結果、本県から他県に支払うものでございます。

2 利子割交付金から6ゴルフ場利用税交付金と、8自動車税環境性能割交付金から10自動車取得税交付金につきましては、地方税法の規定に基づき、それぞれの県税収納の一定割合を各市町村に交付するものでございます。

7 県税還付金等支出金は、納付した税金が納め過ぎとなった場合や誤って納められた場合に、過誤納金として納税者に還付するための経費でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。令和6年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案について御説明申し上げます。

自動車税のうち、自動車を取得する際に課税されます環境性能割と、新規登録時に月割で課税する種別割につきましては、地方税法の規定により、証紙により納付することとされておりますので、この2つの税に関する経理をこの特別会計で処理しております。また、市町村税である軽自動車税の環境性能割につきましても、地方税法の規定により、当分の間、都道府県が賦課徴収することとされておりますことから、あわせてこの特別会計で処理しております。

まず、歳入でございます。証紙収入は収納に関する取扱手数料に相当いたします一般会計からの繰入金を700万円余り、始動票札交付料を9億2,000万円余りと見込みまして、合計で令和5年度当初との比較で7,500万円余りの増となります9億2,700万円余りを計上しております。

8ページを御覧ください。歳出につきましては、歳入として受け入れました9億2,700万円余りの全額を繰出金として一般会計に繰り出すことで、登録時における自動車税に関する税収としております。軽自動車税の環境性能割につきましても、申告実績に応じて各市町村に支出しております。

特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、令和5年度一般会計補正予算案について御説明申し上げます。9ページを御覧ください。

まず、歳入の1県税でございますが、今年度の税収につきましては、昨年度の納付状況などを参考に見込んでおりましたが、税収は当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、県税全体として9億7,100万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

それでは、増減額の大きい税目について御説明申し上げます。上から3番目にあります個人の県民税は、所得割、配当割と株式等譲渡所得割が当初の見込みを上回りましたことから、全体で2億8,100万円余りの増を見込んでいます。

一番下に記載しております法人の事業税につきましては、法人の申告実績などから、2

億1,800万円余りの増を見込んでおります。

10ページの上から2番目の地方消費税の譲渡割は、県内の個人消費の持ち直しなどから、5億5,400万円余りの増を見込んでおります。

11ページの下から2番目の地方消費税清算金は、この1月の地方消費税の国からの払込みをもちまして、収入額が確定いたしましたので、14億7,600万円余りの減額をさせていただくものでございます。

歳入につきましては以上です。

次に、歳出予算の補正につきまして御説明申し上げます。12ページを御覧ください。

まず、右の説明欄の1納税促進費は、個人県民税徴収取扱費市町村交付金につきまして、第3期分までの支払いが確定し、今後の第4期分の支出見込みを合わせましたところ、不用額が生じたことから減額させていただくものでございます。

2 税務電算事業費の税務システム整備等委託料は、財務会計システムとのデータ連携に係る機能改修の費用が当初の見込みよりも少ない額で対応できましたことから、不用額450万円余りを減額するものでございます。

3 収入証紙等管理特別会計繰出金は、後ほど説明させていただきます自動車税の証紙収入の会計を処理しております特別会計への繰出金でございますが、税金の増額見込みに伴いまして増額するものでございます。

次の17諸支出金でございます。

3 配当割交付金と4 株式等譲渡所得割交付金は、地方税法の規定に基づき、県税収入の一定割合を各市町村に交付するものでございますが、それぞれの税金の増によりまして補正をさせていただこうとするものでございます。

また、5 地方消費税交付金は、地方消費税清算金の収入額が当初見込みより減額となりましたことから、各市町村への交付金について減額させていただくものでございます。

以上によりまして、一般会計の歳出全体では、一番下の計にありますとおり2,100万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

次に、13ページを御覧ください。令和5年度の高知県収入証紙等管理特別会計の補正予算案でございます。

当初予算で御説明しましたとおり、自動車の環境性能割、新規登録時に月割で課税いたします種別割と軽自動車税の環境性能割につきまして、地方税法の規定により、証紙により納付することとされておりますことから、これらの経理をこの特別会計で処理しております。

まず、歳入でございます。証紙により納付される税金の増加に伴い、その会計を処理しております特別会計について、5,300万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

14ページを御覧ください。歳入の増加の見込みに伴い、歳出の一般会計等繰出金につき

ましても、同額の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、特別会計でございます。

続きまして、税務課から提出させていただいております条例議案について御説明させていただきます。15ページを御覧ください。知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例議案のうち、高知県税条例の改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行による地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定を根拠として行っている県税の収納の事務の委託につきまして、地方自治法第243条の2第1項の規定を根拠として行うことに整理されましたことに伴い、引用規定の整理をしようとするものでございます。施行日は令和6年4月1日です。

税務課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 県税というだけではないんですけれども、収納状況はどういうふうに見込まれていますか。

◎東税務課長 徴収率ということでしょうか。例年と大きく変化があるようには考えてないんですが、これまでの傾向で言いますと、市町村の頑張りとか県税事務所も力を入れておりますので、年々上昇傾向にはあると考えております。

◎はた委員 今、一般的な報道では、税の収納の、例えば確定申告の納税の関係の窓口だとかの税に関わった窓口で、もう税金払えるかという怒りの声が結構寄せられて、窓口業務が混乱すると。それは裏金問題でそういう問題があるので、それが影響して収納に影響が出てきてはないかということで結構報道があるんですけれども、高知県内ではそういう影響というのは想定されてないでしょうか。裏金問題の影響です。

◎東税務課長 私が把握しているのは県税事務所の窓口でそういった御意見があるかどうかということになりますが、今のところそのような御意見で県税を払わないというような話があるというのはお聞きはしておりません。

◎寺内委員 補正で、個人の県民税で2億8,000万円ぐらいのプラスと言われたんですけど、今、日本の株式が過去最高ということで4万円を超えて言われる中、その内訳の中に株式等譲渡所得割等も入ってきていますので、それなりに成果としたら、物価は上がっているけどもいろんな分でいうと税収は増えておると理解したんですけども、その理解でよろしいですか。

◎東税務課長 委員のおっしゃるように、株式等譲渡所得割は補正によりまして9,000万円余り当初予算から増えると見込んでおります。配当割につきましても、9,000万円余り増えると見込んでおりまして、このところの株の活発な動きなどが影響しているのではないかと

とは考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎明神委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 当課から、まず令和6年度当初予算について御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

まず歳入予算でございます。歳入の主なものといたしましては、一番上の7分担金及び負担金の1総務費負担金としまして、市町村振興費負担金1,661万円余りを計上しております。これは、こうち人づくり広域連合等への県からの派遣職員の給与に係る負担金でございます。

中ほどの9国庫支出金の1総務費補助金としまして、マイナンバーカード交付事務費補助金1,499万円余りを計上しております。

次のページを御覧ください。14諸収入の1貸付金元金収入としまして、自治福祉振興資金貸付金の元金収入1億655万円余りを計上しており、当課の歳入の合計は、ページ一番下の計のとおり1億4,055万円余りとなっております。

次に、歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。当課の歳出予算の総額は、一番上の段の2総務費にありますとおり9億4,666万円余りとなっております、前年度と比較して9億9,248万円余りの減となっております。

主な要因といたしましては、今年度執行されました県議会議員選挙、また県知事選挙等の執行に係る経費の減によるものでございます。

当課の歳出予算は市町村振興費及び選挙管理費に分かれておりまして、まず1つ目の市町村振興費について、主な項目を右の説明欄で御説明いたします。

2行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について適切な助言支援を行うための経費でございます。

そのうちの1つ目の電子計算事務等委託料は、普通交付税の算定に係る委託料等でございます。

マイナンバーカード普及促進事業委託料は、マイナンバーカードの取得を希望される県民の皆様に、カードを取得しやすい環境を提供するため、乳幼児健診会場や高齢者施設におけます出張申請受付やサポートを実施するものでございます。

1つ飛ばしまして、市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づきまして、市町村長に権限移譲しております事務処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものでございます。

れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、国が定めます連携中枢都市圏の圏域外で

特別交付税措置のない13市町村に対しまして、れんけいこうち広域都市圏ビジョンに位置づけられた事業の実施に要する経費について県が支援を行うものでございます。

4 ページを御覧ください。1 つ目の市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじの収益金を公益財団法人高知縣市町村振興協会に交付するもので、各市町村が共同で行う事業の財源として活用されております。

市町村財政安定化資金貸付金は、佐川町に建設いたします新たな管理型最終処分場の設置に伴う整備費用の市町村負担分に係る経費に貸付けを行うことにより、市町村の負担の平準化を図るものでございます。

続きまして、3 住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてでございます。2 つ目の保守管理委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び保守に係る経費でございます。

本人確認情報処理事務等負担金は、地方公共団体が共同して運営する組織でございます。地方公共団体情報システム機構の本人確認情報の処理事務等に要する経費の負担金でございます。

続きまして、次の科目の2 選挙費でございます。

1 選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費でございます。

次のページの2 明るい選挙推進事業費は、将来の有権者であります小中学校、高等学校、それから大学等の若者を対象としました出前授業や、若者と議員との座談会や参加型学習会など、各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などがございます。

続きまして、令和5 年度補正予算の御説明いたします。6 ページを御覧ください。

まず、歳入補正予算としまして、国庫支出金の参議院選挙執行管理費委託金につきまして9,939万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出補正予算について御説明いたします。次のページ一番上の2 総務費にございますとおり、歳出予算としまして総額4 億5,744万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

主な項目につきまして御説明いたします。ページ右の説明欄を御覧ください。まず1 行財政運営支援費のうち、水道広域化推進事業委託料の減額は、水道事業に係るシステムの共同化など市町村との効果的な検討に向けた課題の整理や情報収集といった業務につきまして、これを委託によらず職員で対応したことによるものでございます。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金の551万円余りの減額は、関西で開催いたしました移住相談会の運営方法の見直しや、県外見本市の出展支援の補助金の減などによるものでございます。

市町村振興宝くじ交付金の7,742万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上げが当初予

算の見込みを下回ったものでございます。

事務費の103万円余りの減額は、旅費等の減額によるものでございます。

2 住民基本台帳ネットワークシステム事業費について、本人確認情報処理事務等負担金の294万円余りの減額は、負担先でございます地方公共団体情報システム機構が、前年度に生じた繰越金を元に負担金を再計算したものによるものでございます。

また、2 選挙執行管理費につきましては、4月の県議会議員選挙及び10月の参議院議員補欠選挙、須崎市におきます県議会議員補欠選挙、また11月の知事選挙におきまして、所要額が見込みを下回ったことにより不用となったものを減額するものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。10ページを御覧ください。高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法及び住民基本台帳法の改正に伴いまして、必要となります関係条例の改正を行おうとするものでございます。

資料の左側の枠囲み、法律改正内容の①を御覧ください。国外転出者によりますマイナンバーカード・公的個人認証の利用でございます。これまで国外転出者は、個人認証の基盤となります住民票が国外転出によって削除されることから、マイナンバーカードの利用ができなくなっておりました。このため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することで、カードの利用を可能にするという法改正が行われたものでございます。

主な概要としまして、資料の右側に参考と記載しております個人認証の基盤としての戸籍の附票情報活用イメージの枠囲みを御覧ください。

図の左側、従来の住民票を活用したスキームでございますけれども、こちらは市町村の住民基本台帳システムの住民票情報を都道府県ごとに集約して、さらにこれを地方公共団体情報システム機構でございますJ-LISにおきまして、全国の情報を集約する形で個人認証の基盤として活用しておるところでございます。

右側が今回の法改正になります戸籍の附票を活用した新たな仕組みでございます。市町村にございます戸籍の附票システムを活用して、市町村から都道府県、全国へという流れで戸籍の附票情報を集約いたします。このために、附票全国サーバ、それから附票都道府県集約サーバが新たに設置されるところでございます。

この際に、附票都道府県集約サーバにおきまして、県内市町村の戸籍の附票情報を県が保有することとなりますため、個人情報保護のため、こちらの審議会の設置が義務付けられたところでございます。この法改正を受けた条例改正といたしまして、真ん中の枠囲みにあります条例改正内容の①高知県住民基本台帳法施行条例と高知県個人情報の保護に関する法律施行条例におきまして、附票本人確認情報の保護に関する審議会を、従前からご

ございます住民票情報の保護のための審議会と同じく、高知県個人情報保護審議会といたしまして、その審議事項に追加するとともに、住民基本台帳法から引用しております規定の条ずれの整理を行うものでございます。

続いて資料の左側、法律改正内容の枠組みに戻りまして、②マイナンバーの情報連携に係る規定の見直しでございます。こちらは、住民票や課税証明書といった書類の提出を省略するための情報連携を速やかに実施できるように、これまで法で規定していた具体的な事務を、省令で規定する旨の法改正が行われたものでございます。この法改正を受けた条例改正としましては、右側の②マイナンバー条例のマイナンバー法から引用しております文言の整理を行うということでございます。

条例の施行期日は、今年5月予定の法改正の施行日と同日といたしまして、規則で定めることとします。

続きまして、公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案2件につきまして御説明いたします。11ページでございます。

第76号議案の公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案につきましては、南国市、香南市、香美市の3市で構成いたします一部事務組合の香美郡殖林組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴いまして、地方自治法の規定に基づき公平委員会の事務の受託に関する規約を廃止することについて、議会にお諮りするものでございます。

次のページの第77号議案につきましては、梶原町及び津野町の2町で構成いたします一部事務組合でございます津野山広域事務組合が、同様に令和6年3月31日をもって解散することから、公平委員会の事務の受託に関する規約を廃止するものでございます。

以上で、市町村振興課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 マイナンバーとそれから住民基本台帳の条例の分で、新たに都道府県とそれから全国が住基を持つと。私が理解するのは、東日本大震災で役場が浸水して全てのデータがなくなったという大変なことになったところもあって、それをバックアップする、災害時にも対応できる分じゃないかなと思って。そこに全国の分の負担もかかってくるけども、しっかりと市町村を支えるという意味合いもあっての分だと理解したんですけども、そのあたり市町村振興課なので、このうちのサーバーの活用というのはどういったものになるのでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 委員おっしゃるとおり、結果的に全国で情報を集めることとなりますので、市町村でもしデータがなくなるというようなことがございまして、全国にはしっかりとデータが残るところでございます。県としましては、左側の住基情報につきましても県独自の条例等で、それぞれ住民の方々が書類の提出などを省略できるような独自利用というような形で使うということはやっておりますので、今後もそういった形

で住民の利便性という部分につきましては、しっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

◎寺内委員 ぜひ、災害時の分でも市町村をバックアップで支える、東日本大震災が教訓だったと思うんですよ。市町村任せにしている、市町村が全てのデータをなくしたら、何も対応できなくなるというのだったと思うんで。また、今課長が言うように、県民のためになるように活用してもらえればと思います。そのときに、マイナンバーカードを県全体で今どれぐらい取得しているかはデータとしてつかんでいるのでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 2月末時点の数字になりますけれども、高知県全体で保有枚数率が70.3%となっております。

◎寺内委員 ぜひこのマイナンバー自体が、やはり県民のサービスの向上にもつながる分だし、いろんな形でこれからDXが進む中に基本はマイナンバーがありますので、そのあたりはまた市町村振興課として頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎はた委員 同じくこの条例についてお伺いします。県に個人情報保護の審議会を設置するということですが、この審議会の役割についてまずお願いします。

◎小椋市町村振興課長 もともと個人情報保護審議会は設置されているものでございまして、こちらを利用させていただくという形にはなります。例えば、今回の場合はこの附票の情報を県が保有することになりますので、こういった情報を、県だけの判断ではなく有識者の判断、意見なども踏まえまして、活用ということになったときに、第三者の意見をしっかりと聞く体制のために設けるものでございます。

◎はた委員 審議会があっても、その審議会が県の方針に基づいて審議をするのか、それとも県の方針とはもう全く関係ない外部の組織として個人情報の取扱いを決定するのか。いろんな審議をして、出すか出さないかの決定の権限は審議会が持つのか、県が持つのか。その点はどうでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 この個人情報保護審議会につきましては、弁護士や民間の企業の方といった方々がメンバーになっておりますので、こちらの審議会が駄目となれば、それはもう審議会の決定に従うということになるかと思えます。

◎はた委員 ということは、審議会の意見は参考にはするけれども、最終決定は県ということでしょうか。例えば、審議会を出していいよとなっても、県の方針と違っていると、県の方針からすると出せないということで審議会と県との間でずれが出てきたときにはどちらが責任を取るのか。

◎小椋市町村振興課長 県と審議がずれるというか、審議会に意見を諮る形になりますので、審議会の意見にもう完全に従うという形にはなりません。ですので、そうじゃないという形にはならないと思っております。

◎中根委員 私もこの件で少し教えてください。今5名の審議委員がいらっしゃると思います。それにさらにこの新たな趣旨が入ることになれば、委員そのものは5名でいいのか。これまでの委員にどの時点でこの新たなものが加わったことに納得してもらって、委員を続けてもらう形になるのか。そのあたりはどんなふうになりますか。

◎小椋市町村振興課長 昨年12月にこちらの話は事前にさせていただいております。中身的、業務的には実はそんなに増えるものではない。今回新しくは、その附票の都道府県サーバで都道府県が戸籍の附票の情報を持つことにはなるんですけども、県として活用する予定というのは今のところございませんので。もし何かございましたときには、審議させていただくことにはなろうかと思うんですけども、現時点では全く想定はない状態です。

◎中根委員 ということは、これまで5名の委員がいらっしゃったこの審議会では、これまでの該当するようないろんな議論も、件数としてはなかったというふうにとらえてもいいですか。

◎小椋市町村振興課長 これまでの審議会では、住基の独自利用のほうではございました。過去に県の独自医療の条例をやることがございましたので、その部分については審議をさせていただいております、これまで7件ございました。

◎中根委員 それは1年間で7件ということですか。

◎小椋市町村振興課長 平成14年からです。

◎徳重総務部長 附属機関の考え方を申し上げさせていただきますと、あくまで附属機関というのは独立した別の第三者委員会ではありません。県の諮問を受けて、それに対して答申をしていただいて、県としてはそれに基づいて決定するということになります。もちろん有識者の意見でございますので、その意見に従った形で県は決定するんですけども、要は、そうやって意見が反対になるとかということはありませんし、最終的な決定は附属機関がするのではなく、あくまで県の責任として決定することにはなります。済みません、語弊が生じるといけないので、あくまで附属機関としての役割ということになります。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈デジタル政策課〉

◎明神委員長 次に、デジタル政策課の説明を求めます。

◎本村デジタル政策課長 それでは、まず令和6年度当初予算について御説明いたします。デジタル政策課資料の1ページ目、歳入予算について説明します。

まず、7分担金及び負担金は、県庁ネットワークの運用経費等に係る公営企業局からの負担金でございます。

9国庫支出金は、マイナンバー情報の連携の際に接続する中間サーバーのシステム公開

に関する国からの補助金及び後ほど御説明いたしますデジタルディバイド対策に関する事業の実施に係る国からの交付金でございます。

14諸収入は、電子申請システムやウェブ会議システムの市町村の共同利用に伴う負担金や情報セキュリティークラウドの運用管理に関する市町村からの負担金などを見込んでいます。

次のページは歳出予算になります。当課の歳出予算の総額は16億円余りでございまして、前年度と比較をしますと、約1億2,000万円余り、約7%の減となっております。

主な内訳について右側の説明欄で御説明いたします。まず1人件費は、当課職員18名分の給与費でございます。

2デジタル県庁推進費です。次の行からその内訳がございまして説明いたします。

電算処理委託料は、給与システムなど基幹業務システムの運用保守に要する経費でございます。

県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守や整備、ヘルプデスク業務などに要する経費です。令和6年度は、県庁ネットワークのサーバーOSの更新などにより1,250万円ほどの増額となっております。

1つ飛ばしまして、庁内クラウド整備委託料は、1つのサーバーを複数のシステムで共有しまして、ハードウェア関連経費の削減を図る庁内クラウドの運用に要する経費です。

社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー制度における国の情報提供ネットワークシステムと接続するために利用する中間サーバーと、庁内の既存の業務システムとの間を連携させる機能を持つ統合宛名システムを運用するための経費です。

行政サービスデジタル化等推進委託料には、電子申請やRPAといった全庁共通的に利用するものに関する運用経費などが含まれております。令和5年度予算に比べ3,000万円強の減額となっております。これは主に、民間事業者の知見を生かすために委託しておりました事業について、一定のノウハウが蓄積されたことにより、委託事業を取りやめたことによるものでございます。例えば県庁内のBPRやシステムの調達支援につきましては、来年度からはなるべく職員による直接的な支援により取組を進めたいと思っております。一方で、この中に生成AIやノーコードツールの活用など、新たな事業も含んでおりますので、そちらにつきましては後ほど補足の資料で説明させていただきます。

次のページのWeb会議システム構築等委託料は、LWANにおいて利用可能なセキュリティーの高いウェブ会議システムを運用保守する経費でありまして、債務負担行為を現年化するものでございます。

1つ飛ばしまして、電話交換機改修委託料は、来年度フリーアドレスを導入する所属で携帯電話を利用するに当たり、県庁の電話交換機の設定変更を行うための経費となっております。

地方公共団体情報システム機構負担金は、全国の地方自治体における電算事務の共同処理や研修事業などを行っております地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S に対する負担金でございます。

1つ飛ばしまして、社会保障・税番号制度システム整備費交付金は、マイナンバー制度に基づき、ある自治体がほかの自治体などとの間で情報連携を行う際に、国のシステムと接続するために中間サーバーを利用する必要があります。この中間サーバーについては J-L I S が一括して運用しております。その経費を、本県を含む全国の地方自治体が人口規模などを勘案した一定のルールに基づき、案分して負担をするものでございます。

機器等維持管理費は、県庁ネットワークの機器や通信回線の使用料、職員が自席で使用するパソコンやウイルス対策ソフト、オフィスソフト、サーバー室の借上料などとなっております。令和6年度は、県庁ネットワーク機器リース料や1人1台ノート型パソコンの機器リース料、ディスプレイ等の購入費の増額などによりまして、約3,200万円の増額となっております。

事務費は、当課が入居している電気ビル別館の賃借料が半分以上を占めております。それに加えまして、午前中に議論がありました職員のスキルアップとも関連するんですけれども、来年度からの職員のスキルアップを目的としたデジタル資格取得奨励金として75万円なども計上をしております。

次に、3地域情報化推進費について説明いたします。

内訳の1つ目から4つ目まで、すなわちスマートフォン活用サポーター養成事業委託料から4つ目の研修委託料までについては、後ほど補足資料で説明いたします。

公的個人認証サービス運用等負担金は、全国の都道府県が J-L I S に委任している公的個人認証サービスの運用に要する経費です。J-L I S に対して、都道府県が人口規模など一定のルールに基づいて案分して負担するものです。

総合行政ネットワーク運営費負担金は、全国の地方公共団体や国のネットワークと接続している総合行政ネットワーク、いわゆる L G W A N の運営に要する経費です。こちらも J-L I S に対して、都道府県が人口規模など一定のルールに基づいて案分して負担するものでございます。

次のページの共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの共同受信施設の老朽化に伴う改修に対して補助するものでございます。令和6年度は、南国市に対する補助を予定しております。

衛星通信機器導入支援事業費補助金は、後ほど補足資料で説明いたします。

情報通信基盤高度化推進交付金は、市町村が行う光ファイバーの高度化を支援するものでありまして、黒潮町の案件について債務負担行為の現年化を行うものでございます。

情報ハイウェイ運用費は、民間事業者が提供する情報通信サービスを、第4次高知県情

報ハイウェイとして使用するための経費になります。

事務費につきましては、主に2つの要素が含まれております。1つは市町村DX推進アドバイザー事業、もう1つは情報セキュリティアクラウドの使用料となっております。

前者の市町村DX推進アドバイザー事業につきましては、令和4年度からアドバイザーを1名お迎えしております。県内市町村職員としての実務経験や総務省の地域情報化アドバイザーなどの経験を生かしながら、市町村への支援をいただいております。加えて今年度は、別の県外の専門家の方に研修会における講師などをお願いしたところでございます。来年度も引き続き、国の地方財政措置なども活用いたしまして、市町村におけるデジタル実装や業務改善などをサポートする人材を確保してまいりたいと考えております。

また、後者の情報セキュリティアクラウドにつきましては、県と市町村などがインターネットの接続口を集約した上で、24時間体制で監視を行うなど高度な情報セキュリティア対策を実施するために構築したものです。その運用保守に関する費用を計上しております。

◎明神委員長 ここで、説明の途中ですけれども、ただいまから東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。

御起立をお願いします。

黙祷。

(黙祷)

◎明神委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、引き続き説明をよろしくお願いいたします。

◎本村デジタル政策課長 では、次のページに移ります。当課の新規の主要事業について順次御説明をいたします。

こちらのページが、業務における生成AIの活用になります。目的の欄にもございますが、近年多くの民間企業や自治体が生成AIを導入しているところです。本県においても、生成AIによる業務改善を行っていくため、有効な利用方法や課題抽出に向けた試行運用を実施したいと考えております。

既に報道等で御存じかとは思いますが、生成AIは事前に学習した膨大なデータに基づき、人間からの入力や質問に対して、創造的に見える新しい文章や画像などを出力することができるものです。代表的な例といたしましては、OpenAI社が開発したChatGPTなどが挙げられます。

左下の現状と課題の欄にありますように、生成AIの利用に当たりましては、様々な活用が期待でき、業務改善が図られる可能性があります。一方で、得られる情報の正確性や情報漏えい、著作権の侵害などの問題にも対応する必要がございます。そのため、現在は職員に利用上の注意点を周知するとともに、公開情報の要約、情報収集、アイデア出しなどの補助的な利用にとどめているところです。多くの自治体において導入または導入に向

けて検討を進めている状況ですので、本県においても遅れることなく取組を進めていく必要があると考えております。

そのため、右側の事業内容の欄にありますように、県専用の利用環境で、データが保護され、職員のみアクセスでき、入力データが学習に利用されないといった情報漏えい対策が施されていて、高い安全性を確保できる生成A Iサービスの活用を検討しております。

また、午前中に行政管理課の審議の中で申しましたけれども、これまでの情報蓄積と申しましたのは、サービスの初期状態のことでありまして、受け答えの正確性を高めていくという観点では、これに例えば県の業務情報を組み込むということも必要かと考えております。こうしたことが可能なサービスの活用を考えております。

次のページに移ります。業務におけるノーコードツールk i n t o n eの活用になります。目的の欄にございますが、行政事務の効率化に向けて、職員自らが業務に応じたシステムを比較的平易に開発できるツール、いわゆるノーコードツールを導入したいと考えております。ノーコードツールは、あらかじめ用意された視覚的な部品をマウス操作で組み合わせるなど、プログラミングの知識がなくても比較的平易にシステムを構築できるツールです。今回試行するk i n t o n eにつきましても、マウス操作で直感的にシステムが構築できるほか、ほかのシステムとの連携や様々な機能拡張が可能なノーコードツールとなっております。

k i n t o n eでできることとしましては、例えば資料の一番下にありますように、事業者の訪問記録ですとか工事の実績情報など、所属ごとにばらばらで把握していた情報をシステムで一元化することが考えられます。データの入力機能のほか、検索集計機能、グラフでの表示機能などを有するシステムを比較的平易に構築することができます。そのほかにも様々な業務に活用できるものと考えておりますので、行政事務の効率化に向け有効な活用方法を検討してまいります。

次のページに移ります。デジタルディバイド対策の推進になります。これまで地域間や世代間におけるデジタルディバイドの解消につきましては、左上の欄にありますように、国の事業に加えて、昨年度から県独自のスマートフォン活用サポーター養成事業を実施してまいりました。徐々に取組が広がりつつありますが、全国と比較するとまだまだ十分ではない状況です。

デジタルディバイド対策を通じて目指す姿といたしましては、右上の欄にありますように、今後全ての地域において、高齢者等がスマートフォンを活用できる環境であると考えております。これに向けて、あったかふれあいセンターなどの場所の活用や、持続可能な仕組みづくりも進めてまいりたいと考えております。

このため、令和6年度は3つの県事業により取組を進めてまいりたいと考えております。資料の下半分が3つの箱に分かれておりまして、それぞれ下の端に事業名が書いてござい

ますので、左から順に説明いたします。

左側がスマートフォン活用サポーター養成事業、通称スマサポでございます。令和4年度から実施している通常版の養成メニューに加え、来年度からは、あったかふれあいセンターなどの職員を対象としてスマートフォンに関する相談ができる人材の養成を図ってまいります。

また、真ん中のスマートフォン活用促進事業委託料のうちアプリ開発等委託料は、いわゆるスマホ教室などをより効果的に実施することを目的といたしまして、アプリの開発を行うことを考えております。

右側のスマートフォン活用促進事業委託料のうち地域活用促進事業は、地域の高校生など若い方々が高齢者に対してスマートフォンの使い方を教える場を設けるといったことを考えております。今年度、大方高校などで高校生の皆さんがスマホ教室を開催した事例がございまして、実際に参加された高齢者の方々からも評判がよかったというところですので、地域づくり支援のノウハウを持つ高知大学の協力も得て、他の地域への展開を図っていくことを考えております。

次のページが市町村DXの推進になります。資料の上段、現状と課題の欄にありますとおり、自治体の職員は全体として減少しております。この先、いわゆる2040年問題に際しては、今よりもさらに少ない職員で様々な行政課題に取り組まなければならないことが想定をされております。また一方で、行政を取り巻く地域課題は多様化・複雑化をしております。自治体としてはデジタル技術を駆使して、限られた職員でも行政サービスの質を向上していく取組が求められております。

下の左側になります。まず、限られた職員でも業務ができるようにということで、業務を見直し、BPRを推進することが必要となります。今年度は5市町を支援対象としてモデル事業を実施しているところでございます。それぞれの市町において、業務の棚卸し調査や業務の見直しに取り組んでいただいているところです。来年度はさらにほかの自治体にも展開していくという観点から、新たにBPRに取り組む市町村、想定としましては6市町村程度に対して支援をまいります。

次に、右側は、BPRと併せて市町村のデジタル人材の育成・確保も必要となっております。デジタル人材の育成・確保につきましては、職員のスキルの底上げと専門人材の活用の両輪で進めていくことが重要であると考えております。特に、育成の部分につきましては、単なるデジタルツールの活用というだけではなくて、意識の変革が必要であると考えております。令和6年度につきましては、この意識の変革に主眼を置いた研修を新たに実施することとしております。また、専門人材の活用、確保の観点につきましては、先ほど議案説明書の中で少し触れました市町村DX推進アドバイザーを活用いたしまして、引き続き取組を進めてまいります。

次のページは、衛星通信サービス導入の支援になります。左側の現状と課題の欄の1つ目のポツにありますように、高知県内の光ファイバーの整備率は、昨年度末の世帯ベースで99.53%となっております。これまでも、本県の大部分を占める中山間地域などの条件不利地域において、通信事業者による自主的な整備が困難なことから、国事業を活用しながら整備を推進してまいりました。

しかしながら、2つ目のポツにありますように、光ファイバーの未整備地域については、費用や技術的な面から整備のハードルが高いという状況です。こうした整備のハードルが高い地域であっても、高額なコストをかけずにブロードバンドサービスを利用できる手段として、スターリンクのような衛星通信サービスが有効であると考えております。スターリンクについては、資料右側の図にありますような持ち運び可能な小型アンテナを空が見える場所に設置することで通信を行うことができます。実際に、仁淀川町や大川村にアンテナを持ち込みましてスターリンクを使ってみましたところ、ビデオ通話などを支障なく行うことができ、十分な通信速度が出ていることが分かりました。

そのため、資料の下側にありますように、光ファイバーが整備されていない世帯において衛星通信サービスを導入する場合に、その導入費用を県と市町村で支援するということを考えております。スターリンクなどの衛星通信サービスを活用した情報通信インフラは、光ファイバーと遜色ない通信速度で一般家庭においても利用が可能なコストで、実用化されているという認識でございます。ブロードバンド未整備地域が残る市町村に有用性をしっかり伝えて、有効に活用をいただきたいと考えております。

ここまでの、当課の令和6年度当初予算案の概要でございます。

次のページが、令和5年度補正予算についてでございます。デジタル政策課の歳出予算の補正額は約670万円の減額となっております。右側の説明欄で主な項目を御説明いたします。

1 人件費は、市町村からの派遣職員に係る派遣元への負担金によるものでございます。

2 地域情報化推進費のスマートフォン活用サポーター養成事業委託料は、実施市町村が見込みを下回ったために、当該予算額が不用となったものでございます。

公的個人認証サービス運用負担金とその次の総合行政ネットワーク運営費負担金は、J-LISの令和4年度決算に基づきまして負担金の還付が生じたため、県における令和5年度の負担金額が減額となったものでございます。

事務費は、市町村DX推進アドバイザーの謝金になりますが、当初の見込みを下回ったために減額となったものでございます。

デジタル政策課の説明は以上でございます。

◎明神委員長　ここで、3時20分まで休憩とします。

(休憩 14時57分～15時20分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

デジタル政策課の質疑を行います。

◎中根委員 先ほど別の課のところで少し言わせていただきましたけれども、AIの使用とか、物すごく県も加速をして様々なデジタルの問題に取り組んでいると思うんですけども、全体としてそこに本当について行けるような、1つ1つが成り立っているのかを大変心配しています。1つは生成AIの問題で、県の資料にも書かれていますけれども、このAIに集積される中身が一体どうなのか。それを分析し、文章にしていくためのそのカテゴリやいろんなものが十分になるのか。そういう点で、詐欺だとかフェイクだとか正確でないものが公的な立場で流れたときに大変な被害がやっぱり及ぶわけで、そのあたりの考え方として、生成AI利用のための、何かブレーキになるようなものとか。ブレーキというのは、後ろ向きの考え方ではなくて、きちんとしたリスクに対応する対策がどこまで成り立っているのか、そのあたりを教えてください。

◎本村デジタル政策課長 ただいまの御指摘の中で、まず前半といたしまして集積される中身がどうなのかというところですけども、こちらについては現時点で世の中にあるような特に無料のサービスについては、挙動を見る限りはオープンなインターネット上の情報とか公開情報を基につくられているのではないかと推測をいたします。逆にそれによって、例えば県の業務情報、具体的な業務知識などに対して、いきなりその最初の初期状態で答えさせようとしても、堂々と事実と異なるような回答が返ってくるとか、そういったことがあるのかなと思っております。

そうした観点でいきますと、まず受け答えをより正確にしていくためには、業務に関する情報も一定読み込ませる必要があるかと思っております。そうすると、基本的には有料のサービスを使うことになるかと思っております。それを令和6年度当初予算の中で積んでいきたいと考えているところでございます。

詐欺とかフェイクとか不正確なというところがありましたけれども、確かに今まさに生成AIの技術というのが発展途上にあるところですので、直ちに対外的なものとして使ってしまうと、誤解を与えてしまうようなこともあり得るのかなと思っております。ですので、例えばまずは県庁内の問合せに対して試行的に利用するとか、まず正しく答えられているかということも含めて挙動を見てもいいという必要があるかと思っております。いきなり県民の皆様の正式な回答とかといった形で使うのではなくて、まずは生成AIの得意不得意も含めて検証をしていかなければいけないと思っております。令和6年度はそういった、検証といった意味合いでまずは使っていくということが第一歩なのかなと思っております。

また、加えましてブレーキといいますかといった御指摘もございましたけれども、その点は、技術と人の両面かと思っております。人という面で申しますと、例えば今年度の4月初め頃に県庁内に対して生成A Iの利用上の注意点を示したような文書を通知したところですが、そういった中で、人が気をつけるべきことを県庁内の皆さんに知っていただくということと、後はその技術面ということです。例えば先ほどの、業務情報を読み込ませた上でなるべく曖昧な情報が返ってこないようにするとかといった技術面でも工夫が必要なかなと思っております。

◎中根委員 これまであった歴史の中でとか、これまであったことで生成A Iが答えることができるのは案外たやすいかもしれません。だけど、今後何かをつくり出す上で、いろんな発想を考えたり、提案をしたり、そういう場合には相当なチェックが必要だと思うんですね。まだ全国でも27県くらいしかやってないという状況の中で、知事が、私もA Iを使って答弁を考えましたなんていうふうに、そんなに拙速に言わないような、もっと慎重にこの生成A Iの問題は考えるべきじゃないかと思っております。ちょっと心配でたまらない、そんな思いなんですけど、全庁的というか、課的には、ここは大事にチェックをしていってほしいということがあれば言ってください。

◎本村デジタル政策課長 ただいまの相当なチェックが必要ということで、その点はまさに御指摘のとおりだと思っております。例えば、今年度初めの注意を促す県庁内向けの文書の中でも、その生成A Iが出した出力をうのみにしないということは、もうこの年度の初めから、少しずつ盛り上がってきた時点で注意を促しているところでございます。その上で上手に使っていくということが必要であろうと考えております。先ほどと重複いたしますけれども、いきなり県民の皆さん向けの直接的な、これが正解ですというものを生成A Iから出したものだけでもって回答とするとかということは違うのかなと思っております。

◎中根委員 そういう意味では、そう聞こえないんですよね。一生懸命邁進をしてこういうのも使ってやっていきますよと活用について出されたときに、いやいや慎重にこういうことも留意をしながらやりますよというふうに聞こえないというのが、大変心配の種でした。ですから、今の到達度を含めて、全国、世界の状況も含めて、慎重を期していただきたいということを要請したいと思います。

◎西内委員 デジタルデバイドの話なんですけれども、市町村とか地域が取り組んでいるデジタルデバイド問題が、どういった水準を目指していくのか、解消したとみなされるような状態に至るのかについてまずお願いします。

◎本村デジタル政策課長 1つはスマートフォンをまだお持ちでないような御年齢の方もいらっしゃるかと思いますので、まずはそのスマートフォンとかそういったものの利便性を理解していただいて、より保有をしていただくということが1つあるかと思います。加

えまして、リテラシーといったものは非常に幅が広いものですが、県庁という役割を考えたときには、今も既に電子申請とかそういったものをいろいろ導入しているところですが、そういった県庁の行政サービスにアクセスができるということが、ベンチマークの1つになるのではないかと考えてございます。

◎西内委員 そしたら入り口として、スマートフォンを皆さんに持っていただかなくてはいけないわけですね。どういことが、スマートフォンをまず持つということに契機としてつながっていく、あるいは県としてやれることがあるという理解でいいですか。

◎本村デジタル政策課長 まず、スマートフォンを保有するところに向けてということですが、やはり食わず嫌いにならないといえますか、その利便性を御理解いただくということで、結果的には2つ申し上げたもう1つのほうであるサービスを実際に使っていただくといった面と重複はしてくるかと思うんですが、その利便性を御理解いただくということかなと思っております。そういった中でできることとしては、資料の中ですと、これまでは資料の左下にありますようなスマートフォン活用サポーター養成事業ということで、各地域の中でスマートフォンの使い方とかといったことを教えることのできる人を養成していくという事業を進めてきたところです。そういった中で、各地域のまだスマートフォンに苦手意識のある方々に対して、使い方を教えられる人が増えていくといった形で御支援ができるのではないかと取り組んできたところです。

◎西内委員 それから、市町村業務改善支援事業についてですが、モデル団体が5団体ということで今年度取組を進めてまいりました。この結果どういう成果といえますか見えてきたものがあるのかというのを。また、それに対してどんなふうに今後取組が進むのかは、その後はそれぞれの市町村でやるのか。その市町村が別段投資的なものがなくても、人の配置を変えたりとか手続を入れ替えるだけで済むような話もあれば、実際にICTツールを導入しないといけない場合もあると思うんですね。そのあたりはどんなふうに進んでいくのかというのをお願いします。

◎本村デジタル政策課長 まず、令和5年度の事業の中でということで、まさに今、今年度事業として進めているところではございますけれども、大きく分けると、まず年度の前半で業務の棚卸し調査のようなものを実施いたしました。その結果として、該当の5市町村の中で、この部分は定型的な業務だとか、あるいはこの部分は人じゃないとできない業務だといったことを可視化することを年度の前半で調査を行ってまいりました。それを踏まえて、ではここは電子申請を入れる余地があるんじゃないかとか、エクセルを使えば何とかなるんじゃないかとか、そういったことを今後考えていくという基礎をつくってきたところでございます。一定程度は市町村が自分で今後改善ということもできるかと思っております。一方で、今年度はそのBPRというのが初めてでございましたので、年度後半においてはコンサル事業者の一部の業務について伴走支援という形で入っていただいて、具体

的に見直すときにはどうしたらいいのかということもアドバイスをもらいながら、これについては1団体ごとに1業務といった規模感ではありますが、モデルとなる業務において伴走支援をさせていただいているというところです。そこは年度末に改めて振り返りたいと思いますが、ある程度の横展開は期待できるのではないかと考えております。

◎西内委員 基本は市町村で取り組まないといけないのだろうと思うんです。その中でコンサルなども入って支援をしていくということなんですけど、場合によっては、ソフトウェアとかハードウェアのところでも県にこういう支援をお願いしたいという話があるかもしれませんが、そのときにはぜひ相談にも乗ってあげていただければと思います。

それと最後に、共聴施設整備等事業費補助金は、整備及び改修というのは黒潮町なんじゃないかと思っていましたんですけどもどうなんですか。

◎本村デジタル政策課長 今般の予算要求に先立って市町村の皆様には照会をかけさせていただいた結果として、今回は南国市から要望が上がってきております。

◎西内委員 ケーブルテレビでないといけないケースもあるのかもしれませんが、せっかくインターネットが光ファイバーでもほぼ99.58%をカバーしているわけですから、それぞれ設備投資の問題があるかもしれないけども、既にある光ファイバー回線とケーブル回線を重ねるんじゃなくて、光ファイバー回線で難視聴対策もやっていけばいいんじゃないかなと思ったもので。もし今後そういうことについて議論する機会があれば、選択肢として持っていただければと思います。

◎橋本委員 関連で、デジタルディバイドについてなんですけれども、全国の79.1%と比べて、高知県の場合は67.6%という10ポイント以上低いという状況があって、それだけデジタルを使いこなせるような方が少ないということの意味するんだらうと思います。それで、基本的にはデジタル政策を市町村がどんどん進めていくことは、当然あり得ることなのかなと思うんですけども、ただ、そのデジタル政策を進めていく上で、本当に住民の皆さんとしっかり歩調が合って進めていっているのかなということになってくると、私は進めていっているのではないと思っています。要は、国の事業とか県の事業がすごく先行してしまって、市町村はそれに乗らなきゃと思って、一部の方はやるんでしょうけれども、じゃあ住民がそれに乗られるかということがなかなかない。土佐清水市はデジタル通貨もやっているんですけども、それにもまだ乗れてない方もいらっしゃるわけですよ。そんな状況があって、全体でしっかり共有できるようなデジタル政策そのものでないと、デジタルディバイドが解消されなければ、結局住民の皆さんの利益に絡まないじゃないですか。そこを県はどう捉えていますか。

◎本村デジタル政策課長 市町村にお住まいの皆様への納得感というのは大事な視点かと思っております。一方で、例えば国が進めているそのシステムの標準化とかオンライン化というのは、県民の皆さんが、例えば役所に行かずとも申請ができるとかといったメリッ

トがあるものとして進めているものでありまして、結果的にメリットにつながるものであると思っています。

◎橋本委員 それは分かるんですが、デジタル化するというのはトレンドであって、方向性というのは間違っていないわけです。でも、デジタルディバイドを解消しなければならない。全国のデジタルディバイド対策に取り組む市町村の比率が出ていて、全国と10数ポイントも違うということになれば、やっぱりしっかりとその辺はもう少し力点を入れてやらなければ追いつかないんじゃないかということをおっしゃっているわけです。そのことに対して、県はどう考えるのかということをお聞きしています。

◎本村デジタル政策課長 御指摘の点については、より分かりやすくということが1つ大切かと思っております。いわゆるデジタルディバイド対策も、そのポイントが低いというものを埋めていくために1つ重要です。ただそれに加えて、例えば広報とかといった視点も大事にはなってくるかと思っております。例えば今年度であれば、広報事業の中で、県としてのデジタル化の取組を分かりやすくかみ砕いてお伝えするというようなことをしておりまして、そうした広報の積み重ねによって、県内のデジタル化について少しずつ御理解をいただけるのではないかと思っております。

◎橋本委員 高知県のような中心部から離れている県、それから例えば土佐清水市とか室戸市とかの高知市から離れているところに対しては、やっぱりこういうデジタルというツールはすごくいいものなんです。でもそれが、そういう端々に行けば行くほどよう使わんということがあってはいかんだろうということで、そこはもう少し力を入れてくださいという話をしています。どうかよろしく願いいたします。要請です。

◎はた委員 私も関連して。生成AIとかデジタル推進計画にのっとってデジタル化が進んでいるんですけど、実際の住民生活と歩調が合って、方向性としてともに進んでいるのかというところがしっかりこない。やっている方向性として、県庁としては間違っていない、大事なことだということだとは思いますが、なかなか住民がついていけないところもすごく感じます。そういったところをどうするかということが対策としてあるのかというのが1つと。

もう1点お聞きしたいのが、資料の中でデジタル化推進計画に基づいてという説明なんですけれども、県民との接点をさらにデジタル化すると書かれています。その中に、対話型AIサービスを活用していくと。つまりは、先ほど課長が言われた政策について、AIが直接回答することがないにしても対話型AIサービスによって、例えば電話相談をしたときに人間が出なくて機械対応になる。今でも、何々については1番を押してください、2番を押してください、5番目ぐらいになると1番目が何だったか分からんというのが高齢者の現状なんです。その対話型のAIがどこでどう使われるのか。橋本委員が言われたように、県民と歩調が合っているのかというところはきちんとチェックをしながら、ま

た対策を打ちながらやっていくべきだと思うんですけど、その対策面がちょっと見えない。やってみて改善しながらというぐらいのことで、きちんとした対策、手だてというのが市町村にもない。困ったら言ってきてというぐらいになっています。そこは本当に県民との歩調を合わせて進むとすると、県としての一定の歩調を合わせる対策というものを持ってほしいと思うんです。あれば答弁いただきたいですし、どうやって進めていくのかお聞きをします。

◎本村デジタル政策課長 まず大前提といたしまして、決してその生成A I の関係に取り組むからといって、今直ちにあらゆる業務をデジタル化するか生成A I 化するといった結論ありきということは考えてはおりません。今年度予算を御承認いただけましたら、例えば県庁内で試行的に利用をすとかといったことは考えてはおりますけれども、この予算を御承認いただいたからといって、もう必ず、いわゆる住民の皆さんとの窓口部分をそれをもって置き換えるとかといったことではないと考えております。したがって、その歩調を合わせる取組というよりも、まずその生成A I であれば生成A I の特性をよく理解をする、試しに県庁内で使ってみながら理解をする。その上で、県民の皆さんにこういうニーズがあるから、ではそこに技術を使ってみましょうという流れでデジタル化が進んでいくのが基本線だと考えておまして、何かその技術が先行するというわけではないのかなとは考えております。

先ほどの、電話対応によって人間が出なくて機械的な対応があるとかといった話もある中で、そこも例えば先ほどの議論の中では市町村のB P Rでしたが、県庁のB P Rについても今年度実施しております。その中でも同じように業務の棚卸し調査をしておまして、そこでも機械的な部分はこの業務フローの中でどこにあるとか、逆に人間じゃないとできない部分はどこかを可視化するというような進め方をしているところです。特に、後者の人間じゃないとできない部分というのも、それはまたそれでしっかり可視化した上でデジタル技術の相性がいいのかどうかというのを見ていくという、その基礎となるような調査をしているわけでありまして、直ちにその人間的なものが必要な部分に対して結論ありきで入れていくということではないということは申し上げたいと思っております。

◎大石委員 生成A I の話が出ましたので。今、課長から御答弁いただいたので、ほぼいいと思うんですけども。埼玉県戸田市とかは先駆的にやっていて、1 か月で大体500時間ぐらいの労働時間を削減できて、その分を創造的な仕事に回すことができましたとかという事例もあります。R P Aとかも同じですけども、まさに今御答弁いただいた、より職員が、県もそうですし市町村もかなり人的な制約が出てきている中で、こういうものをしっかり活用して行って、知事も提案説明で政策立案という話がありましたけれども、ぜひ創造的な仕事をしていただきたいと、私は逆に期待しているところではあるんです。その中で業務の棚卸しという話がありましたけど、生成A I とかR P Aも含めて、そういう県

庁の業務の棚卸しをした上でいろいろ事例をつくって、またこれを市町村に横展開していくのも重要だと思いますけれども、そのあたりでお考えのことがありましたら御答弁いただけたらと思います。

◎本村デジタル政策課長 特に横展開といったところでございますけれども、やはり県庁と市町村では業務の形が違うのかなと思っておりまして、そういった問題意識もあって、県庁と市町村それぞれで今年度BPRの事業に取り組んでいるところでございます。当然その市町村のBPRについては、幾つかモデルの伴走支援などしながら進めていきました。単純にDXということで、デジタル技術を活用すればいいんだ、フローを変えればいいんだといっても具体的に何をやればいいのか分からないといった中で、今回伴走支援で取り組んでいるものをしっかり報告書とかといった形でまとめて、ほかの市町村の皆さんのみ込みやすい形で御紹介するといったことが重要になるのではないかと考えてございます。

◎徳重総務部長 今、デジタルについて3人の委員から御質問と御意見をいただいたところでございます。やはり最後に大石委員がおっしゃっていたように、市町村のDXをどう進めていくかということなんですけれども、もともとBPRを令和5年度事業として県庁のBPRをまずやらせていただくようになったときに、議会の皆様からは、これは市町村にとっても重要なことなので市町村のBPRもしっかりと支援する形でやるべきだというお話をいただきました。令和5年度事業では県のBPRに初年度として取り組むところだったんですけれども、市町村のBPRについても一緒にやっというということで、同時並行で令和5年度は進めさせていただきました。結果、県庁のBPRも全課を通じていろんな分析ができていますし、市町村でも手を挙げてくれた市町村にうまくモデルとなっただけの状況が出てきておりますので、それはほかの市町村にもしっかりと生かしていくようにしていきたいと思っております。

先ほどお話ありましたように、県民とデジタルの意識というのをしっかりとそろえていかなければいけないとは思っております。まさにこの新しい分野で、いろんな新しい可能性を持っているデジタルだからこそなのかもしれませんが、やはり県民の皆さんの意識としてはどんどん進めてほしいという意識もあって、一方でこれに対する不安を感じるというのもあります。これまでの従来行政が担ってきた分野と違って、まだまだ考え方の幅が広いところでもありますので、県庁としてはこういうことを目指すんだというのをしっかりとお示した上で、ただ一方で、やはりその意識がまだついてこられてないとかというお話ももちろんあるので、デジタルディバイド対策もしっかりと目を配りながら、あるべきことをしっかりと進めていけるようにしていきたい分野ではあるかと思っております。そのようにいろんな対策なども踏まえながら、しっかりとデジタル化には取り組んでいきたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

〈管財課〉

◎明神委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎塩見管財課長 令和6年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。お手元に表示されております資料の1ページを御覧ください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

8 使用料及び手数料の1 総務使用料（1）庁舎等使用料は、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎における目的外使用許可に係る使用料収入でございます。

9 国庫支出金の1 総務費補助金（4）管財費補助金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、後ほど歳出で説明いたします庁舎営繕費に充当するものでございます。

10 財産収入の1 財産貸付収入（2）職員宿舍等貸付料は、知事部局、教育委員会などの職員宿舍の貸付料収入でございます。

2 ページをお願いいたします。1 行目の（9）普通財産貸付料は、当課で所管しております普通財産の貸付料収入でございます。

2 利子及び配当金の（24）証券利子収入は、当課で所管しております四国電力及びみずほフィナンシャルグループの株式の配当金収入でございます。昨年度と比較いたしますと6,400万円余りの増額となっておりますが、これは令和4年度の配当が見送られていた四国電力の株主配当金について、今年度分の期末配当が令和6年6月に見込まれているためでございます。

次の14諸収入の5 総務部収入（12）管財課収入は、職員駐車場の利用料収入等でございます。

最後の15県債の1 総務債（3）庁舎整備等事業債は、庁舎の営繕工事や電気自動車の購入に係る一般単独事業債でございます。

3 ページをお願いいたします。次に、歳出について御説明いたします。主な内容につきまして右側の説明欄に沿って説明いたします。

12 管財費の2 管財総務費でございます。次のページの公用車管理システム構築委託料は、管財課が集中管理を行っております公用車の使用手続の効率化と管理の適正化を図るため、デジタル政策課が今年度構築したマイナンバーカードを利用した職員認証基盤と連携するシステムを構築するものでございます。このシステムは鍵管理機と連携して運用することで、公用車の鍵の受渡しを無人で行えることとしております。

1 つ飛ばしまして事務費は、文書の收受や発送、設備保守管理などの業務に従事する会計年度任用職員8名分の報酬や、集中管理公用車33台の維持管理費、またその更新に伴い電気自動車及びハイブリッド車を購入する経費などがございます。

次の3財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。

船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁など県有船舶等34件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。

県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、庁舎など県有施設の火災や台風被害等に備えるための保険料でございます。

財産管理システム再構築等委託料は、令和2年度に再構築を行いました財産管理システムの保守管理に係る委託料で、令和6年度までの債務負担行為の議決をいただいているものでございます。

2つ飛ばしまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、県営住宅や職員住宅など県以外の者が使用する県有財産が所在しております市町村に対し、固定資産税に代わるものとして、その相当する金額を交付するものでございます。

4庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎及び北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

清掃等委託料は、本庁舎等の清掃業務のほか、一般廃棄物、不燃物等処理業務や害虫等駆除業務などに係る経費でございます。

警備等委託料は、本庁舎等の警備業務をはじめ、駐車場整理業務や永国寺ビルの機械警備業務の委託に係る経費でございます。

設備保守等委託料は、庁舎の空調機をはじめとする機械設備等の保守業務のほか、電気工作物、自家発電設備などの保守管理業務や、建築基準法で定められております建築物及び建築設備に係る保守点検業務を委託する経費でございます。

5ページをお願いします。電話料金請求集計システム保守等委託料は、所属ごとの電話料金を集計するシステムの保守管理に係る経費でございます。

設計等委託料は、本庁舎の照明設備改修工事の設計業務及び西庁舎の照明設備改修工事の監理業務を委託するものでございます。前回の照明設備改修工事から、本庁舎は15年、西庁舎は20年が経過し、設備の更新時期を迎えていること、また、政府の方針で2030年までにLED化率100%を目標としていることを踏まえ、LED照明に改修し、庁舎電力の省エネ化を図るものです。本庁舎は、令和6年度に設計委託業務を実施し、令和7年度以降に工事を行う計画としております。

職場環境整備委託料は、県庁ワークスタイル変革プロジェクト予算の一部といたしまして、該当所属において場所や紙にとらわれない働き方を推進するための環境整備に係る経費でございます。

庁舎管理システム運用保守委託料は、今年度構築しました本庁舎執務室、会議室の鍵管理システム及び本庁舎、西庁舎の入退庁管理システムの運用保守に係る経費でございます。

庁舎営繕工事請負費でございますが、来年度は大きく2つの営繕工事の予算を計上して

おります。1つ目が西庁舎の照明設備改修工事でございます。本工事は先ほど御説明いたしましたとおり、庁舎内の照明をLED照明に改修し庁舎電力の省エネ化を図るもので、西庁舎におきましては、従来の蛍光灯照明と比較した場合、照明の使用電力量とCO2排出量を約50%削減する効果が期待できます。工事の期間は、令和6年6月から令和7年1月までの間を予定しております。

2つ目は本庁舎の電気自動車充電設備を増設する工事でございます。本庁舎の電気自動車充電設備は令和4年度までに管財課の集中管理公用車の車庫棟内に22台分設置しているところですが、環境計画推進課が高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づき、2030年度の公用車電動化100%の目標達成に向け全庁的に進めております取組の一環といたしまして、令和6年度にさらに6台分の充電設備を本庁舎敷地内に増設するものでございます。増設場所は、正庁ホール下の1階部分や正庁ホール東側の公用車駐車場などを予定しております。また、当課の予算ではありませんが、建築課の計画修繕予算により西庁舎の外壁改修工事を実施することとしております。このほか庁舎営繕工事では、機構改革に伴う執務室の改修や庁舎設備の維持修繕のための工事費も計上しております。

2つ飛ばして管理費につきましては、本庁舎等の光熱水費のほか、日常的な庁舎の修繕費用などを計上しております。

管財課の令和6年度当初予算額は総額10億9,725万3,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと426万8,000円の減額となっております。

当初予算案は以上でございます。

続きまして、令和5年度の補正予算について御説明いたします。6ページをお願いいたします。

まず歳入予算でございますが、8使用料及び手数料の1総務使用料(1)庁舎等使用料は、本庁3庁舎の目的外使用料について、実費相当額で徴収しております光熱水費が電気代の値上がりにより当初の見込みを上回ったことから増額するものでございます。

9国庫支出金の1総務費補助金(4)管財費補助金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を充当いたします本庁舎太陽光発電設備新設工事費に入札残が生じたことにより、減額するものでございます。

10財産収入の1財産貸付収入(2)職員宿舍等貸付料は、当初予算の見込みを下回ったことによる減額でございます。

15県債の1総務債(2)庁舎整備等事業債は、営繕工事費の入札残が生じたことなどにより、起債額を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出予算でございますが、右側の説明欄の1管財総務費は、電気自動車の購入において入札残が生じたことによる減額でございます。

2庁舎管理費の清掃等委託料、設備保守等委託料、庁舎営繕工事請負費につきましても、

それぞれ入札残が生じたことによる減額でございます。

管理費は、本庁舎等における電気料金について、燃料価格の高騰を見込んだ予算を計上しておりましたが、その見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 庁舎の管理費に関わって、清掃等委託料が減っているということなんですけれども、人件費の部分が設計労務費も上がったと思うんですけれども、それでも入札差額というか不用額というか出てくるんでしょうか。そこはちゃんと反映された設計単価だったのかどうか。

◎塩見管財課長 設計単価自体は、予算要求をする際の直近のもので積算しております。ただ、やはり実際入札となりますと、そこは競争入札の結果、入札額はそれを下回る額になってくるということで。積算価格は適正に見積もられるように、管財課で積算モデルというものもつくりまして、全庁的にも共有するようにしております。

◎はた委員 入札後も、その人件費の部分の設計労務費が上がっていますので、本当に実態として賃金の引上げにつながっているかというところも検証していくことが、この新年度は特に必要かなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

◎塩見管財課長 その点につきましては、国からも通知がございまして、契約を所管する会計管理課から全庁的にも通知が出されております。人件費の高騰により契約価格に変更が必要な事態が生じたら、そこにはきちんと適正に対応するようにという内容になっておりまして、ただ、今年度私どもが契約している相手方からは、特にそういった申出はございませんでした。

◎はた委員 申し出ないというか、気づかないということもあろうかと思うので、積極的な呼びかけというか、そういう県からの積極的なチェックというのが国の言う通知の意味でもあると思うんですけど、その点はどういうふうにされていけますか。

◎塩見管財課長 実際のところ、今年度はおっしゃるとおり、こちらからどうですかという呼びかけをするまでには至らず待ちの姿勢ではあったんですけども、契約変更に至らなくても、事業者から実際にちょっと厳しいとか苦しいとかいう声は、頻繁に我々は事業者の責任者の方とはいろいろなことでやり取りはさせていただいておりますが、そんな中でも特にそういった声は聞かれなかったもので、また必要に応じてそういった対応も考えていきたいと思っております。

◎寺内委員 本庁舎、西庁舎の蛍光灯のLED化は、私は先行投資の分で非常にいいものだと思います。課長の説明は省エネという環境面等だったんですけど、費用対効果の面で言ったときに、まずは投資で最初は億単位のお金が要りですけども、1つは蛍光灯よりも長く寿命があるので電球を替えなくてもいい。当然のことながら省エネですので電気代も

安くなる。これはどれぐらいで今投資した分が返ってくるという費用対効果の積算みたいな分は出してないですか。

◎塩見管財課長 本庁なり西庁舎で、何年で回収できるという積算まではしておりませんが、実際に今年度改修をいたしました北庁舎では、それ以降の庁舎全体の電気使用量が30%削減されております。そういった実績から考えましても、きちんと積算してないのははっきりとは言えませんが、ペイはできるというか。

◎寺内委員 それをどうして聞いたかといったら、やはり今課長が言った省エネといった部分で環境にも優しいと。それで、蛍光灯の製造がもう限られた期間的なところがあるので、投資という分でお金が要るんですけども、それぐらい効果があるというのをもし出したら、民間などにも発信にもなるし、基礎自治体などでもやっている分なんかもあるので、そこら辺は発信にもなるかなと思ってですね。いい意味で省エネだけでなく、費用対効果の分なんかでも発信していただければと思うので、また御検討ください。

それで2点目が公用車の管理システムで、調べさせてもらったら包括外部監査でも指摘を受けていて、車を取り合いになるみたいですね。今課長が説明した分で、マイナンバーカードを使ってやっていくときに、包括外部監査が指摘した、自分のところで車を持っていない人が乗るときに時間待ちでロスが起きていた分はどう改善されるかを説明してもらえませんか。

◎塩見管財課長 このシステムと鍵管理機を連携することによりまして、まず、予定時刻より早く鍵が返却された場合、自動的にシステムの予約ができるような形になります。それに加えて、予約はしたけれども当日出張が駄目になって、予約解除するのが抜かっていたというような場合によっては、一定の時間を経過したものは自動的にシステムでキャンセルをするような機能も考えておりまして、そういった機能を合わせることによって、効率化が図れる、稼働率を上げることができると考えています。

◎寺内委員 ぜひ期待をしますので、お願いします。

◎橋本委員 関連で。公用車管理に関わることで、予算計上はされていないんですけど、今は市町村レベルで公用車のカーシェアリングを非常にあちこちでやられているようです。都道府県レベルではどうなのかちょっと分からないんですけども、例えばEVの公用車のシェアリングをするということになれば、3つのいいところがあるんですよ。1つはカーボンニュートラルということがあって、1つは災害時にEVの電力供給ができるということになります。それともう1つは、経費削減効果もあるということ。それに対して、公用車管理におけるこういうような考え方というのは、部長どうですか。

◎徳重総務部長 公用車のカーシェアしてみてもどうかというお話だと思うんですけども。

◎橋本委員 土日、祝日ね。

◎徳重総務部長 なるほど。まず県の集中管理の公用車について、電気自動車化をかなり図ってきているところではございます。おっしゃるように、EV化した公用車を県としてどれぐらい使っていけるかというのは、今課長から答弁させていただいたように、公用車の回転率をすごく上げていくことで、どれぐらい図っていけるかというのをまず1つは検証して、結果をお示ししていきたいと思っております。

一方で、その使っていない日の土日をどうするかというところなんですけれども、もともと公用車を貸し出すということが、恐らく事故等じゃないんですけれども、実際に故障してしまったりぶつけてしまったときの管理とかというのがなかなか難しいと。カーシェアのように、1つの業者がやっているものをお互い借りているというわけではないので、そのやり方を取っていない県がこのカーシェアの運営側にならないといけないということが可能かどうかというのは、少し考えていきたいかなと思います。

一方、私も知っている、市町村で公用車をカーシェアしているのは、恐らく事業者は別にお願していることになっていると思うので、そうなった場合に、県として必要なときに公用車をしっかりと使っていけるかというところが生じてくると思っておりますので、そういったところが県レベルでできるかどうかというのが少し検討のポイントになってくるのかなと考えます。

◎橋本委員 分かりました。

◎中根委員 関連で。公用車の問題なんですけれども、鍵の管理などをマイナンバーと連動させることでと計画されているように聞いています。そういうふうにすると、例えばそのマイナンバーカードを持っていない職員はどうするのかとか。それから、台数の取り合いとか、使いたいけれども余っている車がないんだとかということの解決には全くならないわけで、その解決の方法はどんなふうに考えているのか教えてください。

◎塩見管財課長 まず代替手段につきましては、マイナンバーカードでなくても予約と受け取りができるような手段は考えていきたいと思っております。

加えまして、台数そのものが足りないのではないかとということなんですけれども、本庁舎の中には管財課が集中管理していない、所属がそれぞれ自分たちの用務のために持っている車も結構ございます。全部で100台近くありますけれども、現状そういったものも、管財課の集中管理公用車が手いっぱいときには、各所属がそれぞれ問合せをするなどして使ったりというような運用もされております。そこに関して、所属の管理する車の中であまり回転率と申しますか利用率がそれほど高くないものに関しては、管財課と同じように、他所属にシステム的に予約をさせて利用させていただくという取組もしております。台数は多くはないんですけれども、今年度が8所属10台を他所属も予約できるように、管財課の集中管理と同じようにグループウェアでの予約に載せていただいて、利用し合える運用にしております。来年度はこれを14所属21台ぐらいまで増やしていくことにしております。

また、最終的にこの集中管理公用車の運用につきましては、台数、電動車化等も含めて、来年度以降関係する課と協議をして、検討を進めていく予定としております。

◎中根委員 その方向でいくとすれば、今2,400万円以上をかけて、マイナンバーを使って鍵を開けて、また鍵を閉じてということが本当に必要なと。もうちょっと全体の使い勝手そのものを整えた上で予算措置をしたほうが有益ではないかと思いますが、そういう議論はなかったでしょうか。

◎塩見管財課長 予算要求しておりますシステムの構築費と鍵管理機の設定は、一応集中管理公用車プラスアルファの台数分とはなっておりますが、将来的に拡張もできるように検討しておりますし、加えまして利便性ということ言えば、現状は我々管財課で担当する職員が鍵の貸出しとか返却をしております。どうしてもこれが開庁時間帯でないといけないので、朝一番の時間とか夕方の時間というのは、各所属が受け取りや返却のために、課の中で行列ができるような状況になっています。そこが、時間を気にせずいつでも受け取りができるというような形になりますので、そういう意味での利便性は、このシステムで向上が図れるのではないかと考えております。

◎寺内委員 1つは、私はシステムをぜひ活用をしていってほしいと思います。もう1つは、どうしても要るような場合、職員はマイカーを持っている分があるので、その車を借り上げる。これは当然、任意保険に幾ら入っている、当然免許証もあるといろいろ確認した上で、その自家用車の借り上げといった使用は考えられないのでしょうか。

◎塩見管財課長 実際、自家用車を利用した出張も認められております。どうしても公用車が手配できない場合には、旅行命令を切るなりして自家用車での出張というものが実際行われております。

◎西内委員 LEDの件なんですけれども、予算とは直接関係ないんですが、こういう単体で省エネの取組を進めるのではなくて、例えば1990年代からE S C O事業というのがあります。そういう形で、事業の手法としてはP F Iとかになるのかな、民間企業の力も借りながら設備投資もして、いわゆるエネルギーの消費量を減らしていくと。最終的には10年とか契約過ぎた後は、エネルギー削減分の利益を県も得られるような形にするとかで、トータルで進めていくような視点も持っていただければと思いますが。

◎塩見管財課長 本庁3庁舎につきましては、環境計画推進課が窓口になって国の交付金を受け取れるということで、事業計画的には3庁舎はそちらで進めていくという方向になっておりましたので、ちょっとE S C O事業という視点はなかったですけれども。既に北庁舎を実施している、西庁舎についても今年度設計も進めているということで、規模的なものがもうそろえてできない状態ではあります。

◎西内委員 LEDについてはそうかもしれませんけれども、今後、例えば窓のペアガラスとか断熱とか、様々な空調の更新時期とかというタイミングに合わせて、より高性能な

ものを県が負担することなく実施できて、なおかつエネルギー総量も減るわけですから、そういう手法もぜひ選択肢として持っていただければと思います。

◎徳重総務部長 今、西内委員から再度のお尋ねでございましたので、県としてはそのように環境の視点も加えて効率的な、かなりの財産も持っているわけですから、それをどう使っていけるかというのは、よく考えながらやっていきたいと思っています。

◎明神委員長 管財課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、県政運営指針の改定案について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 私からは県政運営指針の改定案の概要について御説明させていただきます。資料の2ページでございます。

県政運営指針につきましては、県庁の目指すべき姿を実現するために、県庁組織及び職員が従うべき原理原則を定めるものでございます。

具体的な取組といたしましては、資料の右側の図、①姿勢・意識、②組織づくり、③人材育成など6つの柱に沿って進めております。

資料の下段を御覧ください。今回の改定のポイントでございますが、前回の改定から4年が経過します中、コロナ禍や人口減少の加速化をはじめとした社会経済情勢の変化などに対応するため、必要となる項目の追加・拡充などを行う改定を行うこととしております。

具体的な内容につきましては、県庁の外と中の状況変化という形で分けております。まず、①本県を取り巻く環境変化への対応といたしまして、先取りする新たな時代の潮流の項目として、デジタル化、グローバル化に加え、今回グリーン化の取組を追加すること。また、少子化や人口減少の加速化などを踏まえ、採用試験の見直しなど職員の確保策を強化すること。「共働き・共育て」の実現に向けて、男性の育休の取得促進など、県庁において「隗より始める」施策を積極的に推進すること。また、先ほど御説明しましたように、行政サービスのデジタル化を推進することとしております。

次に、②県庁内の状況変化への対応といたしましては、年齢構成などの変化を踏まえまして、県政を担う職員の人材育成策を強化すること。職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進める取組を強化すること。また、安定的な財政運営や内部統制の推進、ガバナンスの強化をすることとしております。

改定に当たりましては、庁内での検討や、先月開催しました高知県「県政運営指針」検証委員会での御意見を踏まえまして、より具体的な取組を3ページ以降にまとめております。

3 ページを御覧ください。先ほど申し上げました6つの柱ごとに、今回の改定に伴い追加・拡充する項目、赤字でお示ししております項目がございますが、こちらを中心に御説明させていただきます。

まず1つ目の柱、姿勢・意識では、コロナ禍などによる社会経済情勢の変化をしっかりと踏まえるため、①課題解決に向けて前進する取組について、PDCAサイクルを回す際にはEBPMなどの視点を追加すること。また、④時代の潮流において、新たにグリーン化の視点を取り入れることとしております。

次に2つ目の柱、組織づくりでは、②課題に対応できる体制づくりにおいて、令和6年度の組織改編において総合企画部の設置を予定していること。また、職員がボトムアップで新たな施策などを積極的に提案する自律的な組織づくりをさらに進めることとしております。さらに、③マンパワーを確保する取組においては、少子化や人口減少の加速化といった状況を踏まえ、職員の確保策の強化に加え、新たに導入した定年引上げ制を活用すること。また、3,400人以内での体制につきましては、令和10年4月まで継続することとしております。

4 ページを御覧ください。3つ目の柱、人材育成では、ポツの3つ目、組織として人材育成や職員の成長支援の取組について、令和6年度からメンター制度を導入することとしております。この制度は下の四角囲みにありますとおり、新規採用職員が速やかに職場に適応するため、先輩職員を相談役として、職場のルールやちょっとした困り事・悩み事などをサポートするものでございます。

また、ポツの4つ目ですが、魅力ある職場づくりを進め、就職先として「選ばれる県庁」になるよう取組を進めることとしております。具体的には、①人材を「確保」する取組としまして、新たな採用試験の創設など受験しやすい環境づくりを推進すること。また、②人材を「育成」する取組として、新たな施策などの企画立案能力の向上、先ほどのメンター制度を含めました若手職員に対する育成・支援策の強化、また、デジタル人材の育成や女性職員の登用の拡大に取り組んでまいります。

次に、4つ目の柱、職場づくりでは、②ワーク・ライフ・バランスを実現する取組といたしまして、時間外勤務のさらなる縮減に取り組むこと。多様な働き方を推進するため、休暇の取得促進やスマートオフィスの拡充を図ること。また、男性職員の育休取得をさらに推進することといたします。これらの取組は、「共働き・共育て」の実現に向けた施策の積極的な推進につながるものですので、県としてしっかり取り組んでまいります。

5 ページを御覧ください。5つ目の柱、行財政改革では、②簡素で効率的な組織の構築、③行政サービスのデジタル化の推進の両方に共通する取組として、今年度から全庁で取り組んでおります業務のスクラップを含めた業務の再構築の推進、RPAやAI-OCRといったデジタル技術を活用した業務の効率化などの取組を引き続き推進してまいります。

最後に、6つ目の柱、コンプライアンスでございます。県民の皆さんの信頼を確保することは全ての施策の前提となりますことから、①から④の項目に継続して取り組む中で、個人情報をはじめとする情報管理の徹底に引き続き取り組みますとともに、新たに財務会計システムのリニューアルによる人為的なミス防止にもしっかりと取り組むこととしております。

以上が、県政運営指針の改定案の概要でございます。

今後の予定といたしましては、3月中旬に2回目の検証委員会を開催しますとともに、並行しましてパブリックコメントも実施した上で、速やかに改定したいと考えております。

今後も引き続き県政運営指針をよりどころといたしまして、県勢浮揚を目指した取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 6のコンプライアンスのところ、モード・アバンセ事件の経緯を踏まえるということなんですが、そのモード・アバンセ事件の教訓というものが何なのかを教えてくださいませんか。

◎寺村行政管理課長 長い経緯のある長い話でございますが、一言でなかなか難しいのですが。何より高知県庁の中の施策決定を透明化していこうという考えが1つあると思います。そのために、いろんな予算とか審議経過を例えばホームページにアップするであるとか、もしくは委託事業とか補助金などの情報も必ずホームページアップするとかという形で透明化を図っていくのが1つの方法でございます。

◎中根委員 こういうところにモード・アバンセ事件と書くのであれば、事件の経緯やこれまでの取組ではなくて、もっと具体的なことを書かないと分からないですよ。難しいかもしれないけれど、取組の風化させてはならない部分というのは、もうはっきりあるわけで。こういうのを出すのであれば、そこをやっぱり文章化することが大事じゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

◎徳重総務部長 モード・アバンセ事件は、本県にとっては平成の1桁台から2桁台に入るときに、非常に県政に対してインパクトのあった事件です。やはり県政改革を進めていく上では、はっきり言うと基礎になっているものだと思っています。なので、これで得られた教訓などは、しっかりとこの県政改革、県政運営にはもう礎となっていくというのが当然やらせていただくことだと思っています。本日お示ししている資料は概要資料でございますので、これはどういうものであったかというのは本体には一定程度記述はさせていただきますけれども、この資料で詳細を書いてないといけなかったかと言われると、済みませんけれども、共通認識のものだと思っていますので書かせていただけないというのが正直なところではございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

次に、第2期高知県デジタル化推進計画について、デジタル政策課の説明を求めます。

◎本村デジタル政策課長 第2期高知県デジタル化推進計画の方向性について御報告させていただきます。個々の予算については先ほどの御説明と重複する部分も多々ございますので、立てつけを中心に御説明できればと思います。それでは資料の1ページ目でございます。

現行の計画は実質第1期計画ということになりますが、この計画期間が本年度末までとなっております。このため、今月末をめどに計画の改定を行うこととしております。第2期の計画期間は令和6年度から4年間を予定してございます。

内容を見てまいりますと、1の目指す社会像については、引き続き、デジタルの恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会を掲げてまいります。

その実現に向けて、2の重点テーマにつきましては、デジタルによる人口減少社会への挑戦としております。これは、高知県元気な未来創造戦略や中山間地域再興ビジョンなどにおいて、人口減少への対応を最重要課題と位置づけていることとの整合を図っております。

また、3の改定のポイントとしましては、これまでの成果を県内全体へ展開する、地方でこそ生きる新技術を活用する、あらゆる分野で活躍するデジタル人材を育成・確保するの3つを意識しているところでございます。

こうした考えのもとで、4の取組内容にありますとおり、生活、産業、行政の3つの切り口で主な取組内容を記載しております。また、デジタル実装の基礎条件整備となるデジタルインフラの整備やデジタルデバイドの解消、マイナンバーカードの利活用シーンの創出にも引き続き取り組んでまいります。

次のページには、改定のポイントごとに主な想定される取組を記載してございます。

1つ目のこれまでの成果を県内全体へ展開するにつきましては、例えば①の中山間地域等における医療DXの推進にありますように、ヘルスケアモビリティの活用やオンライン診療体制の構築の取組を中山間地域の全域へ広げていくなど、各分野における取組の成果を面的に広げていきたいと考えております。

2つ目の地方でこそ生きる新技術を活用するにつきましては、①にありますように、遠隔授業やドローンを活用した物資輸送・状況把握、IoTを活用した環境制御など、遠隔技術を活用して地理的ハンディキャップの克服に取り組むことが挙げられます。

また、②にありますように、1次産業の情報基盤にAIを組み合わせることで、若い方々の所得の向上や新規就労につなげるですとか、③のように衛星通信を活用して情報通信インフラの格差を解消していくなど、中山間地域でこそ生きるデジタル技術の活用を進めて

まいりたいと考えております。

3つ目の、あらゆる分野でデジタル人材を育成・確保するにつきましては、デジタル技術を活用した課題解決を図るため、各分野に必要なデジタル人材の育成を進めてまいります。特に③の若者・女性デジタル人材の育成・確保では、求職者の掘り起こしや人材育成、マッチングなどによりまして、時間や場所に制限されない新しい就業スタイルを創出し、多様な就労を支援するということを理念としているものでございます。

次のページは、デジタル人材の育成・確保を強化することをイメージとして整理したものです。デジタル掛ける農業ですとかデジタル掛ける建設など、デジタル掛ける〇〇という形で整理しております。今後は各分野において、デジタル人材の育成・確保について質、量の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次のページは、令和6年度の高知県デジタル化推進計画の全体像になっております。生活、産業、行政のそれぞれにおいて事業を整理しておりますが、説明は省略させていただきます。

次のページで、最後に、デジタル化の取組と高知県元気な未来創造戦略との関係性について触れさせていただきます。各分野における個々のデジタル化の取組については、政策1から政策3の中にそれぞれ組み込まれているところでございますが、右下の赤枠囲み部分にございますとおり、3 デジタル実装の土台づくりという項目がございます。これは各政策の実現に向けた条件整備の要素として、情報通信インフラの整備ですとか、デジタル化を支える人材の育成・確保の取組を位置づけているものとなっております。内容につきましては、デジタル化推進計画と重複するため、説明を省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 確認なんですけど、デジタル人材で若者であり女性でありということだったんですけど、1つは障害者で。障害者といったらA型、B型とか、身体、知的、精神とかいろんなものがあるんですけど。発達障害等であっても、それだけに集中してやるから、SEですごい方というのは高知にもいるんです。障害があるというけども、それだけに長けているということがあるので。こういったデジタルの分で、そのあたりはちょっと考えてもらいたいと思うんですけど、そういったところは入ることはないんでしょうか。それも踏まえているんでしょうか。

◎本村デジタル政策課長 直接的にそういった方々について今の時点の本文案で記載しているわけではございませんが、まさに御指摘のとおり、いろんな方々が働きやすい環境というのが、人材育成の確保といった取組を進める中でそういった人的な需要というのも出てくるかと思えます。幅広い方が県内で仕事を見つけられるという環境について寄与できればと思っているところでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

デジタル政策課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日12日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以後の日程については、明日火曜日の午前10時から行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(16時35分閉会)